

有価証券報告書

第138期 自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

株式会社住友倉庫

(E04285)

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成27年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	35
(4) 【ライツプランの内容】	35
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	35
(6) 【所有者別状況】	35
(7) 【大株主の状況】	36
(8) 【議決権の状況】	37
(9) 【ストックオプション制度の内容】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	43
4 【株価の推移】	43
5 【役員の状況】	44
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
(1) 【連結財務諸表】	60
(2) 【その他】	100
2 【財務諸表等】	101
(1) 【財務諸表】	101
(2) 【主な資産及び負債の内容】	113
(3) 【その他】	113
第6 【提出会社の株式事務の概要】	114
第7 【提出会社の参考情報】	115
1 【提出会社の親会社等の情報】	115
2 【その他の参考情報】	115
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	116

[監査報告書]

平成27年3月連結会計年度

平成27年3月事業年度

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月24日

【事業年度】 第138期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 株式会社 住友倉庫

【英訳名】 The Sumitomo Warehouse Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 社長 小野 孝則

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番18号

【電話番号】 大阪06（6444）1183（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部主計課長 本間 誠司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目11番1号

【電話番号】 東京03（6430）2652（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部東京経理課長 野呂 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社 住友倉庫神戸支店
（神戸市中央区江戸町85番地1）
株式会社 住友倉庫東京支店
（東京都港区芝大門二丁目5番5号）
株式会社 住友倉庫横浜支店
（横浜市中区山下町22番地）
株式会社 住友倉庫名古屋支店
（名古屋市中区錦一丁目10番20号）
株式会社 東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	130,377	139,786	156,422	164,917	174,738
経常利益 (百万円)	10,465	10,473	11,151	11,126	10,859
当期純利益 (百万円)	4,372	6,511	6,222	6,224	7,133
包括利益 (百万円)	433	7,964	22,072	15,581	20,350
純資産額 (百万円)	112,941	120,287	140,297	154,036	171,503
総資産額 (百万円)	228,377	245,092	263,931	289,028	302,545
1株当たり純資産額 (円)	607.58	640.31	749.60	823.82	918.40
1株当たり当期純利益 (円)	24.51	36.51	34.89	34.88	39.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	24.51	36.51	34.89	34.86	39.93
自己資本比率 (%)	47.4	46.6	50.7	50.9	54.2
自己資本利益率 (%)	4.0	5.9	5.0	4.4	4.6
株価収益率 (倍)	16.4	11.7	18.4	14.4	16.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,075	11,495	14,073	9,265	16,471
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,782	△11,444	△10,185	△13,150	△9,107
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,227	7,539	△10,926	8,905	△8,865
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	15,249	22,703	16,492	22,616	21,828
従業員数 (人)	3,639	3,764	3,796	3,826	3,737
[外、平均臨時雇用人員]	[619]	[560]	[562]	[567]	[597]

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	81,926	83,389	80,231	81,757	84,710
経常利益 (百万円)	7,767	7,873	8,584	8,518	7,824
当期純利益 (百万円)	2,981	5,079	5,005	5,218	5,722
資本金 (百万円)	21,822	21,822	21,822	21,822	21,822
発行済株式総数 (株)	195,936,231	195,936,231	195,936,231	195,936,231	195,936,231
純資産額 (百万円)	99,717	104,474	120,994	129,390	142,284
総資産額 (百万円)	196,610	203,585	215,824	239,317	250,067
1株当たり純資産額 (円)	558.70	585.35	677.62	724.22	795.60
1株当たり配当額 (円)	10.00	11.00	11.00	12.00	13.00
(うち1株当たり中間配当額)	(5.00)	(5.00)	(5.50)	(5.50)	(6.00)
1株当たり当期純利益 (円)	16.71	28.48	28.07	29.23	32.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	16.71	28.48	28.06	29.22	32.03
自己資本比率 (%)	50.7	51.3	56.0	54.0	56.9
自己資本利益率 (%)	3.0	5.0	4.4	4.2	4.2
株価収益率 (倍)	24.1	15.0	22.8	17.2	20.8
配当性向 (%)	59.8	38.6	39.2	41.1	40.6
従業員数 (人)	680	688	685	703	716

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第135期及び第138期の1株当たり配当額には、特別配当1円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	経歴
明治32年7月	住友家の個人営業で住友倉庫の商号により倉庫業を開始。本店を大阪、支店を神戸に設置。
大正8年1月	東京支店を設置。
大正10年2月	住友合資会社倉庫部に改組。
大正12年8月	株式会社住友倉庫を設立し、住友合資会社の業務（大阪、神戸及び東京における倉庫業、港湾運送業）を継承。
昭和17年12月	港湾運送事業等統制令により港湾運送業務の大部分を関係各地の港運会社に譲渡。
昭和19年5月	日本倉庫統制株式会社に倉庫業務の一切を供出し、倉庫営業を休止。
昭和20年12月	日本倉庫統制株式会社の解散により業務を復元、営業再開。
昭和22年9月	九州地区の拠点として博多臨港倉庫株式会社（現・連結子会社。平成20年4月「住友倉庫九州株式会社」に商号変更）を設立。
昭和23年6月	神戸港の港運業者ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社（現・連結子会社）に出資。
昭和23年10月	貨物自動車運送事業を目的として井住運送株式会社（現・連結子会社）を設立。
昭和23年12月	閉鎖機関に指定された各地港運会社から船舶等の返還を受け、港湾運送業を再開。
昭和24年12月	横浜支店を設置。
昭和25年10月	大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場（平成25年7月、大阪証券取引所の現物市場は東京証券取引所の現物市場に統合）。
昭和43年4月	神戸及び東京でコンテナターミナル業務を開始、以後主要各港におけるコンテナターミナル業務が本格化。
昭和45年2月	名古屋支店を設置。
昭和47年11月	サンフランシスコに駐在員事務所を設置。
昭和49年10月	大阪市西区に川口住倉ビルディングを建設、賃貸開始。以後不動産賃貸業務が本格化。
昭和53年9月	ドイツに駐在員事務所を設置。以後国際輸送業務が本格化。
昭和57年7月	ドイツに全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (Deutschland) GmbH（現・連結子会社。昭和61年10月「Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH」に商号変更）を設立。
昭和60年4月	米国に全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (U. S. A.), Inc.（現・連結子会社）を設立。
昭和60年11月	IATA（国際航空運送協会）貨物代理店資格を取得、以後航空貨物取扱業務が本格化。
昭和63年2月	東京都中央区に東京住友ツインビルディングを建設、賃貸開始。
昭和63年10月	シンガポールに全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd（現・連結子会社）を設立。
平成4年8月	国際航空貨物の単独混載業を開始。
平成5年3月	香港に全額出資の現地法人香港住友倉儲有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成5年12月	中国に全額出資の現地法人上海住友倉儲有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成8年12月	東京都大田区で免震構法を採用したトランクルーム専用倉庫を建設。
平成10年3月	神戸市東灘区で当社初の冷蔵設備を併設した倉庫を建設、冷蔵貨物の取扱いを開始。
平成11年11月	航空貨物部がISO9002認証を取得。
平成18年4月	コンピュータソフトウェア受託開発等を事業内容とするアイスター株式会社（現・連結子会社）の全株式を取得し子会社化。
平成18年9月	貨物自動車運送事業等を事業内容とする遠州トラック株式会社（現・連結子会社）の発行済株式の総数の60.0%を公開買付けにより取得し子会社化。
平成18年11月	中国に全額出資の現地法人住友倉儲（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成19年8月	サウジアラビアに現地資本との合弁会社Rabigh Petrochemical Logistics LLC（現・持分法適用関連会社）を設立。
平成23年9月	J-Wesco株式会社（現・連結子会社）を通じて米国の海運会社Westwood Shipping Lines, Inc.（現・連結子会社）の全株式を取得し子会社化。
平成25年12月	倉庫入出庫・保管業務、輸出入貨物取扱・通関業務及び国際複合一貫輸送業務におけるISO9001認証取得。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社53社及び関連会社10社で構成されており（平成27年3月31日現在）、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業及び陸上運送業等の物流事業、船舶を使用する貨物運送業務を中心とする海運事業並びに事務所及び土地等の賃貸等を行う不動産事業を営んでおります。

当社は総物流事業者として物流事業及び不動産事業に携わっております。連結子会社の事業の当社グループにおける位置付け及び各事業セグメントとの関連は、次のとおりであります。

物流事業

倉庫業：国内における、寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加工等の業務

- 厚木泉倉(株)… 当社横浜支店における倉庫荷役作業を担当しております。
- 住友倉庫九州(株)… 九州において倉庫業等を行っております。
- 泉倉作業(株)… 当社大阪支店における倉庫荷役作業を担当しております。
- 博多井住(株)… 主として住友倉庫九州(株)取扱貨物の倉庫荷役作業及び陸上運送業等を行っております。

港湾運送業：国内の港湾における、海上運送に接続する貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌き等の業務

- 大阪梱包運輸(株)… 大阪を中心に港湾運送業及び損害保険代理業等を行っております。
- 神港作業(株)… 当社神戸支店における倉庫荷役作業及び港湾荷役作業を担当しております。
- 泉洋港運(株)… 神戸を中心に港湾運送業及び通関業等を行っております。
- 大成海運(株)… 四国において港湾運送業、通関業及び倉庫業等を行っております。
- ニッケル・エンド・神戸を中心に港湾運送業、内航海運業及び陸上運送業等を行っております。
- ライオンズ(株)… す。

国際輸送業：海陸空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際複合輸送を取り扱う業務並びに海外における保管、荷役及び運送等を取り扱う業務

- Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc. … 米国における現地法人として、当社国際輸送業務の米国での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
- Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH… ヨーロッパにおける現地法人として、当社国際輸送業務のヨーロッパでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
- Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd… シンガポールにおける現地法人として、当社国際輸送業務のシンガポールでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
- Union Services (S'pore) Pte Ltd… シンガポールにおける現地法人として、現地において荷役・運送等物流業務を行っております。
- Sumiso (Malaysia) Sdn. Bhd. … マレーシアにおける現地法人として、当社国際輸送業務のマレーシアでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
- Rojana Distribution Center Co., Ltd. … タイにおける現地法人として、当社国際輸送業務のタイでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
- Sumiso (Thailand) Co., Ltd. … タイにおける現地法人として、現地において物流会社の管理業務を行っております。

PT. Sumitomo Warehouse Indonesia…	インドネシアにおける現地法人として、現地において輸送等物流業務を行っていましたが、平成20年5月から現地物流業者に業務を引継ぎ事業を縮小しております。
Sumiso (Vietnam) Co., Ltd. …	ベトナムにおける現地法人として、当社国際輸送業務のベトナムでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
台湾住倉股ふん有限公司…	台湾における現地法人として、当社国際輸送業務の台湾での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
住友倉儲（中国）有限公司…	中国上海における現地法人として、保管、流通加工、輸送等物流業務を行っております。
上海住友倉儲有限公司…	中国上海における現地法人として、現地において保管等物流業務を行っております。
上海住倉国際貨運有限公司…	中国上海における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華東地域等での輸送等物流業務を行っております。
㈱中国遠州 コーポレーション…	遠州トラックグループの中国における物流事業の元請を行っております。
上海遠州物流有限公司…	中国上海における遠州トラックグループの現地法人として、現地において物流業務を行っていましたが、現地企業との合弁期間満了に伴い、平成27年12月末を目処に清算する予定です。
香港住友倉儲有限公司…	中国香港における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華南地域での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
住友倉儲（深せん）有限公司…	中国深せんにおける現地法人として、現地において保管等物流業務を行っております。
広州住倉国際貨運有限公司…	中国広州における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華南地域での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
青島住倉国際物流有限公司…	中国青島における現地法人として、当社国際輸送業務の中国青島での輸送業務を担当するほか、現地において保管、流通加工等物流業務を行っております。

陸上運送業：国内における、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務

井住運送㈱…	日本国内での陸上運送業を行っております。
遠州トラック㈱…	静岡県を地盤に、関東、東北、中京、関西地区において陸上運送業、倉庫業及び不動産事業等を行っております。
㈱藤友物流サービス…	静岡県に加え、関東地区において陸上運送業及び倉庫業を行っております。
遠州トラック関西㈱…	関西地区を中心に陸上運送業及び倉庫業を行っております。

その他事業：ソフトウェア開発等上記事業に関連する業務

アイスター㈱…	ソフトウェアの開発、ソフトウェア技術者の派遣、コンピュータ操作管理受託及びソフトウェア販売を行っております。
---------	--

海運事業

船舶を使用する貨物運送業務及び海運代理店等の業務

- | | |
|--|--|
| ウエストウッド SHIPPING
ライズジャパン(株)... | Westwood Shipping Lines, Inc. の日本法人として、同社による営業活動及び運航管理のサポート業務を行っております。 |
| サミット・SHIPPING・
エーゼンシーズ(株)... | 外国船社の日本における海運代理店業を行っております。 |
| J - W e S c o (株) ...
センワマリタイム
エージェンシー(株)... | Westwood Shipping Lines, Inc. の経営管理を行っております。
外国船社の日本における海運代理店業を行っております。 |
| Westwood Shipping Lines,
Inc. ... | 北米と日本、韓国及び中国間の海運業を行っております。 |
| Westwood Shipping Lines
Canada, Inc. ... | Westwood Shipping Lines, Inc. のカナダ法人として、同社による営業活動及び運航管理のサポート業務を行っております。 |
| SW Maritime 1, Inc.、SW Maritime 2, Inc.、SW Maritime 3, Inc.、SW Maritime 4, Inc.
... | 船舶を所有し、Westwood Shipping Lines, Inc. にリースしております。 |

不動産事業

事務所及び土地等を売買、賃貸及び管理する業務

- | | |
|------------|--|
| 住倉興産(株)... | 関西地区及び関東地区における当社所有の賃貸ビル等の建物管理業等を行っております。 |
|------------|--|

4 【関係会社の状況】

名称 (住所)	資本金	主要な 事業の 内 容	議決権の 所有又は 被所有割 合 (%)	関係内容			
				役員の 兼任等 (人)	資金の貸付	営業上の取引	設備の賃貸借
[連結子会社] アイスター株式会社 (大阪市中央区)	百万円 40	物流事業	100.0	兼任 1	—	ソフトウェア開発 のための技術者の 派遣	—
井住運送株式会社 (兵庫県尼崎市)	百万円 100	物流事業	100.0	兼任 1	当社から短期貸付 330百万円及び長 期貸付623百万円	当社取扱貨物の 陸上運送	事務所・ 土地賃貸
遠州トラック株式会社(注4, 6) (静岡県袋井市)	百万円 1,284	物流事業 不動産事業	60.7	—	—	当社から保管・ 荷役業務の提供 当社取扱貨物の 陸上運送	事務所・ 倉庫賃貸
大阪梱包運輸株式会社 (大阪市港区)	百万円 18	物流事業	100.0	兼任 1	—	当社から港湾運送 の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	事務所賃貸
J-W e S c o株式会社 (東京都港区)	百万円 10	海運事業	70.6 (0.2)	—	—	—	—
神港作業株式会社 (神戸市中央区)	百万円 25	物流事業	100.0 (10.0)	兼任 1	—	当社取扱貨物の 荷役業務	事務所賃貸
住友倉庫九州株式会社 (福岡市博多区)	百万円 80	物流事業	100.0	兼任 2	—	当社取扱貨物の 保管業務	土地賃貸
泉洋港運株式会社(注5) (神戸市中央区)	百万円 55	物流事業	49.2 (8.3) [5.5]	兼任 1	—	当社から保管・ 荷役業務の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	事務所・ 倉庫賃貸
大成海運株式会社 (大阪市港区)	百万円 12	物流事業	100.0	兼任 1	当社から短期貸付 14百万円	当社取扱貨物の 港湾運送	—
ニッケル. エンド. ライオンズ株式会社 (神戸市中央区)	百万円 40	物流事業	62.0	—	—	当社から港湾運送 の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	—
Westwood Shipping Lines, Inc.(注7) (米国・ビュアラップ)	US\$ 1,000	海運事業	100.0 (100.0)	—	—	当社から港湾運送 の提供	—
Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc. (米国・ロスアンゼルス)	US \$ 6,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 米国内物流	土地賃貸
Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH (ドイツ・デュッセルドルフ)	EUR 1,636,134	物流事業	100.0	—	当社から短期貸付 430百万円及び長 期貸付169百万円	当社取扱貨物の 欧州内物流	事務所・倉庫 ・土地賃貸
Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd (シンガポール)	S \$ 2,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 東南アジア域内 物流	—
Union Services (S'pore) Pte Ltd (シンガポール)	S \$ 500,000	物流事業	100.0	—	—	—	—
住友倉儲 (中国) 有限公司(注3) (中国・上海)	US \$ 20,000,000	物流事業	100.0	—	当社から短期貸付 240百万円及び長 期貸付252百万円	当社取扱貨物の 中国内物流	—
香港住友倉儲有限公司 (中国・香港)	HK \$ 4,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 香港内物流	—
その他27社	—	—	—	—	—	—	—
[持分法適用関連会社] 7社	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()は、間接保有割合を内数で示し、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。
 3. 特定子会社に該当しております。
 4. 有価証券報告書を提出しております。
 5. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
 6. 営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えていますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
 7. 営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えていますが、海運事業の営業収益に占める当該連結子会社の営業収益（セグメント間の内部営業収益又は振替高を含む。）の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	3,422 [568]
海運事業	139 [15]
不動産事業	39 [8]
全社（共通）	137 [6]
合計	3,737 [597]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を[]内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
716	36.0	12.7	7,328

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	596
不動産事業	12
全社（共通）	108
合計	716

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社における平成27年3月31日現在の組合員数は725名であります。

そのうち、当社の労働組合は住友倉庫労働組合（昭和27年7月18日結成）と称し、平成27年3月31日現在の組合員数は506名であり、全日本倉庫運輸労働組合同盟に加盟しております。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期の経済環境は、米国景気は緩やかな回復基調を維持した一方、欧州経済は低成長にとどまり、アジアでは中国経済の成長は減速を続け、ASEAN諸国の経済成長も鈍化しました。日本経済は、期末にかけて明るい兆しが見えたものの、個人消費の回復は鈍く設備投資も一進一退を続けるなど景気回復に向けた動きは力強さを欠きました。

倉庫・港運等物流業界においては、貨物保管残高は前期を上回って推移しましたが、輸出入貨物を含めた荷動きは概ね前期並みとなりました。海運業界では、コンテナ貨物の荷動きは堅調であったものの、大型コンテナ船の相次ぐ竣工により需給環境が悪化し運賃市況は伸び悩みました。不動産賃貸業界では、都心部のオフィスビルの空室率には改善の動きが見られました。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、「海外」、「国内物流」及び「不動産」の3つの戦略分野において中長期的視点に立った設備投資を行うなど、グループの持続的成長を目指してまいりました。

海外では、中国・上海市に設立した合弁会社が平成27年2月に外高橋港背後地に新倉庫を稼働させたほか、当社全額出資の住友倉儲（中国）有限公司は上海市西部に物流拠点を新設し、消費財の配送センター業務の拡大を図ることとしました。また、日本・韓国・中国／北米北西岸航路サービスを提供する海運会社Westwood Shipping Lines, Inc.においては、新規貨物の集貨及び経費の削減を推進してまいりました。

国内物流では、文書等情報記録媒体を取り扱うアーカイブズ事業の需要拡大が見込まれることから、最新鋭のセキュリティシステムや免震構造を採用した専用施設（埼玉県羽生市）を増設することとし、平成26年5月に着工しました。また、引き続き旺盛な物流アウトソーシング需要を背景に、配送センター業務の受託に向けた取組みに注力しました。

不動産事業では、市場競争力強化のため既存大型物件のリニューアル工事を継続するとともに、埼玉県戸田市の倉庫用地再開発プロジェクトにおいては平成26年10月に駅前商業施設の建設に着手しました。

この結果、当期の連結決算につきましては、物流事業では国際輸送の取扱量が回復するとともに、海運事業も輸送実績が前期を上回ったことなどから、営業収益は1,747億3千8百万円と前期比6.0%の増収となりました。しかしながら、不動産事業における設備投資に伴う費用の増加等により、営業利益は93億6千8百万円と前期に比べ3.4%の減益となり、経常利益は108億5千9百万円と前期比2.4%の減益となりました。一方、当期純利益は、特別損益の改善等により71億3千3百万円と前期比14.6%の増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(物流事業)

倉庫業では、文書等情報記録媒体を中心に貨物保管残高が堅調に推移したものの、一部配送センター業務の取扱いが終了したことにより、倉庫収入は226億4千7百万円（前期比0.1%減）となりました。

港湾運送業では、コンテナ荷捌は概ね前期並みに推移するとともに、一般荷捌は輸出貨物、輸入貨物ともに前期を上回る取扱いとなったことから、港湾運送収入は374億4千5百万円（前期比2.4%増）となりました。

国際輸送業では、プロジェクト輸送の取扱いが好調であったほか、一貫輸送も東南アジア及び欧州関連を中心に取扱いが回復し、また、為替相場が前期に比べ円安となったことから、国際輸送収入は372億4千5百万円（前期比13.8%増）となりました。

陸上運送業及びその他の業務では、陸上運送収入が減収となったことから、陸上運送ほか収入は382億4千6百万円（前期比1.1%減）となりました。

以上の結果、物流事業の営業収益は1,355億8千5百万円（前期比3.8%増）となり、営業利益は90億8千5百万円（前期比8.1%増）となりました。

（海運事業）

海運事業では、北米向けコンテナ貨物及び中国向け林産品の取扱いが前期を上回ったほか、一層の円安の進行も寄与して、営業収益は311億1千3百万円（前期比18.2%増）となりました。営業利益は、燃料油価格の低下に加え間接経費の削減に努めたことから、6億3千6百万円（前期比13.6%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業では、既存大型物件におけるテナント入替えに伴うリニューアル工事の実施により賃料収入が減少したものの、大阪・淀屋橋の賃貸用オフィスビルの稼働が寄与したことから、営業収益は前期並みの89億9千2百万円（前期比0.2%増）となりました。一方、営業利益は、減価償却費等の増加もあり36億6千2百万円（前期比21.2%減）となりました。

- （注） 1. 上記のセグメントの営業収益には、セグメント間の内部営業収益9億5千3百万円（前期10億1千2百万円）を含んでおります。
2. 上記のセグメントの営業利益は、各セグメントに帰属しない全社費用等40億1千6百万円（前期39億1千9百万円）控除前の利益であります。

（2）キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益及び減価償却による資金の留保等により164億7千1百万円の増加となり、賃貸用オフィスビルの契約内容変更に伴う預り金の減少等があった前期（92億6千5百万円の増加）に対して72億5百万円の増加となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により91億7百万円の減少となり、定期預金の預入による支出の減少や投資有価証券の売却による収入の増加等により、前期（131億5千万円の減少）に対して40億4千3百万円の増加となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済及び配当金の支払い等により88億6千5百万円の減少となり、社債の発行等があった前期（89億5百万円の増加）に対して、177億7千万円の減少となりました。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローは、以上の結果に「現金及び現金同等物に係る換算差額」（7億1千3百万円）を加味した全体で7億8千7百万円の減少となり、現金及び現金同等物の期末残高は、218億2千8百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の当連結会計年度におけるセグメントごとの営業収益内訳及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりであります。

(1) セグメントごとの営業収益内訳

内訳	前連結会計年度 (平成25年4月 ～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月 ～平成27年3月)	前連結会計年度比増減	
			増減額	比率%
物流事業	130,628百万円	135,585百万円	4,956百万円	3.8
（倉庫収入）	(22,679)	(22,647)	(△32)	(△0.1)
（港湾運送収入）	(36,551)	(37,445)	(893)	(2.4)
（国際輸送収入）	(32,720)	(37,245)	(4,525)	(13.8)
（陸上運送ほか収入）	(38,677)	(38,246)	(△430)	(△1.1)
海運事業	26,323	31,113	4,789	18.2
（海運事業収入）	(26,323)	(31,113)	(4,789)	(18.2)
不動産事業	8,977	8,992	15	0.2
（不動産事業収入）	(8,977)	(8,992)	(15)	(0.2)
計	165,929	175,692	9,762	5.9
セグメント間内部営業収益	△1,012	△953	58	5.8
純営業収益	164,917	174,738	9,821	6.0

(2) セグメントごとの主要業務の取扱高等

①物流事業

(イ)倉庫業

1) 保管用面積

内訳	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
所有庫	800,428㎡	800,587㎡
借庫	327,993	324,402
計	1,128,421	1,124,990
貸庫	497,128	496,134
差引実際保管用面積	631,293	628,856

2) 入出庫高及び保管残高

区分		前連結会計年度 (平成25年4月～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月～平成27年3月)
入庫高		2,287千トン	2,191千トン
出庫高		2,305	2,163
保管残高	期末	471	499
	期中平均	487	498

3) 貨物回転率 (月平均)

区分	前連結会計年度 (平成25年4月～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月～平成27年3月)
数量	39.4%	36.2%

(注) 貨物回転率 = $\frac{\text{出庫高 (月平均)}}{\text{平均保管残高}} \times 100$

(ロ) 港湾運送業
事業別取扱数量

区分	前連結会計年度 (平成25年4月～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月～平成27年3月)
沿岸荷役	2,443千トン	2,530千トン
一般荷捌	9,523	9,563
コンテナ荷捌	42,019	42,080
船内荷役	871	827

(ハ) 国際輸送業
取扱数量

区分	前連結会計年度 (平成25年4月～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月～平成27年3月)
国際輸送	11,453千トン	12,418千トン

② 海運事業

区分	前連結会計年度 (平成25年4月～平成26年3月)	当連結会計年度 (平成26年4月～平成27年3月)
輸送量	4,013千トン	4,351千トン

③ 不動産事業
不動産賃貸面積

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
賃貸ビル	249,297㎡	261,683㎡

3 【対処すべき課題】

当社グループにおきましては、荷主企業・顧客のニーズを的確に捉えたサービスの提供により、グローバルな競争環境の中で優位性を一層高めるべく、次の方針の下、事業を推進してまいります。

(海外)

- ①中長期的な成長が見込まれる地域への経営資源の投入
- ②ASEAN域内の三国間輸送などをはじめとする国際輸送の取扱拡大
- ③Westwood Shipping Lines, Inc.における市況変動に強い企業体質の構築

(国内物流)

- ①荷主企業のサプライチェーンの再構築需要を的確に捉えた物流拠点の拡充
- ②在庫管理・流通加工・輸配送・情報システムなどグループの総合力を結集した、より高品質な物流サービスの提供
- ③ハード(施設)・ソフト(情報システム)両面からのアーカイブズ事業の拡充

(不動産)

- ①新規物件取得の検討など首都圏を中心とする事業基盤の強化
- ②所有土地の再開発による保有資産の最適活用

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成27年6月24日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境の変化

当社グループは、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業及び陸上運送業等を総合的に組み合わせた物流事業、アジア・日本ー北米北西岸航路における船舶運航事業を中心とした海運事業、首都圏及び関西地区等における保有資産の有効活用を中心とした不動産事業を展開しております。物流事業及び海運事業においては、国内外の景気変動や社会情勢の変化が荷動きの悪化、競争激化、船舶需給バランスの悪化を通じて、また、不動産事業においてはオフィスビルの供給過剰等による市況の変化、需給バランスの変動により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制

当社グループは、事業を展開するうえで、国内外において法的許認可・規制を受けております。したがって、これらの改正により、それを遵守するためのコスト増加、事業戦略の変更を余儀なくされた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) グローバルな事業展開におけるカントリーリスク

当社は、北米、欧州、中国、東南アジア及び中近東等において、関係会社を通じて事業を展開しております。海外での事業展開に当たっては、現地の法令、行政上の手続き、商習慣等の調査研究を実施したうえで営業活動を行っておりますが、以下に掲げるリスクが内在しており、これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

- ① 予期しない法律又は規制の変更
- ② 営業活動に不利な政治又は経済要因の発生
- ③ 社会インフラの未整備による障害の発生
- ④ 戦争、暴動、テロ、海賊、伝染病、ストライキその他の要因による社会的混乱

(4) 為替レートの変動

当社グループの連結財務諸表の作成に当たっては、海外の連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 燃料油価格の変動

当社グループの海運事業並びに物流事業における港湾運送業及び陸上運送業においては、燃料油の調達が不可欠となっております。燃料油価格は、原油の需給バランス、産油国の政情、投機資金の流入その他の要因により変動し、これらによる燃料油価格の高騰は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害と事故

当社グループは、自然災害や不測の事故の発生に備えて、倉庫や賃貸ビルなどの保有施設及び船舶並びに受託貨物等に対し保険を付しております。しかし、予測不可能な自然災害や事故に起因する被害をすべて保険により填補できるとは限らないため、これらの被害の発生により当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業用資産（土地、建物等）及び投資有価証券の時価下落

当社グループは、事業用資産（土地、建物等）及び取引先との緊密な関係の維持・強化等を目的とした投資有価証券を保有しております。事業用資産については時価下落や収益性の低下により、また、投資有価証券については株式相場下落や投資先の財政状態の悪化により、投資額の回収が見込めなくなった場合、減損損失を計上します。これらにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付債務

当社グループは、割引率等の前提条件に基づき計算された退職給付債務と時価評価された年金資産により退職給付に係る負債を計上し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務は定額償却しております。今後、割引率の低下や年金資産が時価下落により大きく変動した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) のれんの減損

当社グループは、企業買収に伴い発生したのれんを連結貸借対照表に計上し、原則として投資額の算定基礎となった期間で償却しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られない場合は、当該のれんについて減損損失を計上し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報システム関係

当社は、基幹業務システムを情報セキュリティや自然災害に対する安全対策の整った専用ビルに設置する等、コンピュータの運用を含めた安全管理の徹底を図り、外部からの不正アクセスを水際で防止・監視する管理体制をとっておりますが、これらの災害や不正アクセスによりシステムが一定期間以上ダウンし、業務処理及び顧客への情報提供が停滞した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 顧客等の情報の漏洩

当社は、企業の文書・磁気テープ・フィルム等情報記録媒体の保管等を行っており、最新鋭のセキュリティシステムの導入及び関係部署における情報セキュリティマネジメントの国際規格ISO27001の認証取得など、情報記録媒体の管理・保護には万全を期す体制を整備しております。さらに、ISO27001については外部審査機関による継続審査を通じて体制の維持・改善を図っておりますが、万一個人情報などの重要な情報の漏洩が発生した場合には、社会的信用の低下のほか、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらは当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

資産合計は、借入金の返済等により「現金及び預金」が減少しましたが、賃貸ビルのリニューアル工事完了、賃貸用共同住宅の取得、新規施設の建設工事費の支払い等により「有形固定資産」が増加したほか、株式相場の上昇等に伴い「投資有価証券」が増加したため、前期末比4.7%増の3,025億4千5百万円となりました。また、負債合計は、借入金の返済等により前期末比2.9%減の1,310億4千1百万円となりました。純資産合計は、当期純利益の計上による「利益剰余金」の増加及び投資有価証券の時価の上昇に伴う「その他有価証券評価差額金」の増加等により前期末比11.3%増の1,715億3百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 営業収益

倉庫収入は、文書等情報記録媒体を中心に貨物保管残高が堅調に推移したものの、一部配送センター業務の取扱いが終了したことから、3千2百万円（△0.1%）減収の226億4千7百万円となりました。港湾運送収入は、コンテナ荷捌は概ね前期並みに推移するとともに、一般荷捌は輸出貨物、輸入貨物ともに前期を上回る取扱いとなったことから、8億7千4百万円（2.4%）増収の370億4千4百万円となりました。国際輸送収入は、プロジェクト輸送の取扱いが好調であったほか、一貫輸送も東南アジア及び欧州関連を中心に取扱いが回復し、また、為替相場が前期に比べ円安となったことから、45億2千5百万円（13.8%）増収の372億4千5百万円となりました。陸上運送収入は、一部配送センター業務の取扱いが終了したことから、7億6千2百万円（△2.7%）減収の271億4千4百万円となりました。海運収入は、北米向けコンテナ貨物及び中国向け林産品の取扱いが前期を上回ったほか、一層の円安の進行も寄与して、48億6千4百万円（18.6%）増収の309億7千6百万円となりました。物流施設賃貸収入は、連結子会社において新規に施設賃貸を開始したことから、1億3千7百万円（2.7%）増収の52億8千5百万円となりました。不動産賃貸収入は、既存大型物件におけるテナント入替えに伴うリニューアル工事の実施により賃料収入が減少したものの、大阪・淀屋橋の賃貸用オフィスビルの稼働が寄与したことから、前期並み（3百万円、0.05%増収）の84億7千9百万円となりました。その他収入は2億9百万円（3.7%）増収の59億1千4百万円となりました。この結果、営業収益全体では、前期比98億2千1百万円（6.0%）増収の1,747億3千8百万円となりました。

② 営業原価、販売費及び一般管理費

国際輸送収入や海運収入の増収に伴い作業諸費が増加したことなどから、営業原価は前期比97億4百万円（6.6%）増加の1,557億6千4百万円、販売費及び一般管理費は前期比4億4千1百万円（4.8%）増加の96億6百万円となりました。

③ 営業利益

不動産事業における設備投資に伴う費用が増加したことなどから、営業利益は前期比3億2千4百万円（△3.4%）減益の93億6千8百万円となりました。

④営業外損益

為替差損益は悪化しましたが、受取配当金や持分法による投資利益が増加したことなどから、営業外損益は前期比5千7百万円の改善となりました。

⑤経常利益

営業外損益は改善しましたが、営業利益が減益となったことから、経常利益は前期比2億6千7百万円（△2.4%）減益の108億5千9百万円となりました。

⑥特別損益

特別利益に受取補償金を計上したことなどから、特別損益は前期比8億9千8百万円の改善となりました。

⑦当期純利益

特別損益が改善したことに加え、法定実効税率の引下げに伴い法人税等調整額が減少したことなどから、当期純利益は前期比9億8百万円（14.6%）増益の71億3千3百万円となりました。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益及び減価償却による資金の留保等により164億7千1百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により91億7百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済及び配当金の支払い等により88億6千5百万円の減少となりました。これらのキャッシュ・フローに「現金及び現金同等物に係る換算差額」（7億1千3百万円）を加味した全体で7億8千7百万円の減少となり、現金及び現金同等物の期末残高は、218億2千8百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社及び連結子会社では、当連結会計年度に136億7千4百万円の設備投資を実施しました。セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

(物流事業)

当セグメントの設備投資額は64億8千1百万円となりました。主なものは当社による倉庫建物建設工事であります。

(海運事業)

当セグメントの設備投資額は1億2百万円となりました。

(不動産事業)

当セグメントの設備投資額は66億8千5百万円となりました。主なものは当社による賃貸用オフィスビル改修、賃貸用共同住宅取得、賃貸用商業施設建設工事であります。

(全社)

当セグメントの設備投資額は4億5百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社及び連結子会社における主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他	合計	
本店 (大阪市北区)	物流事業 不動産事業 全社	事務所建物 社宅・寮建物	[21,936]	[8,620]	[76]	[51]	[1,248]	[13]	—	[10,010]	124
			55,042 (7,436)	10,778	89	285	3,425	1,887	8,259	24,725	
本店 (東京都港区)	物流事業 不動産事業 全社	事務所建物	[72,195]	[20,285]	[171]	[140]	[4,293]	—	—	[24,890]	159
			126,558 —	20,569	171	180	5,606	—	81	26,608	
大阪支店 (大阪市港区)	物流事業	倉庫建物 港湾荷捌施設	[33,973]	[1,577]	[11]	[0]	[2,896]	[77]	—	[4,563]	113
			132,188 (80,734)	8,972	453	52	15,102	179	16	24,776	
神戸支店 (神戸市中央区)	物流事業	倉庫建物 港湾荷捌施設	[8,836]	[681]	[0]	[0]	[1,261]	[40]	—	[1,984]	86
			23,049 (84,947)	2,131	108	8	2,180	1,466	—	5,895	
東京支店 (東京都港区)	物流事業	倉庫建物 港湾荷捌施設	[9,887]	[118]	[0]	[0]	[1,176]	—	—	[1,295]	109
			69,940 (141,336)	6,915	571	100	6,374	675	0	14,637	
横浜支店 (横浜市中区)	物流事業	倉庫建物 港湾荷捌施設	[20,308]	[477]	[6]	[0]	[502]	—	—	[987]	86
			43,863 (65,432)	4,763	491	17	4,245	475	16	10,009	
名古屋支店 (名古屋市中区)	物流事業	倉庫建物 港湾荷捌施設	[12,501]	[261]	[0]	[0]	[762]	[19]	—	[1,043]	39
			59,431 (18,080)	1,081	13	8	2,772	27	—	3,904	
合計			[179,636]	[32,021]	[267]	[193]	[12,141]	[150]	—	[44,774]	716
			510,072 (397,965)	55,213	1,899	652	39,708	4,711	8,373	110,557	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定であります。
2. 上記土地面積及び帳簿価額のうち、[]内の数字は連結子会社以外へ賃貸しているもので内書きしております。
3. 上記土地面積のうち、()内の数字は連結子会社以外から賃借しているもので外書きしております。
- なお、賃借料の年額は1,459百万円であります。

4. 当社から連結子会社へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。

- 国内子会社 遠州トラック㈱ ……静岡県掛川市倉庫建物 (19,964㎡ 帳簿価額922百万円)
住友倉庫九州㈱ ……福岡県久留米市土地 (14,149㎡ 帳簿価額517百万円)
- 在外子会社 Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.
……………米国・ロスアンゼルス土地 (29,177㎡ 帳簿価額1,000百万円)
Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH
……………ベルギー・アントワープ土地 (24,549㎡ 帳簿価額311百万円)
同倉庫建物 (10,620㎡ 帳簿価額196百万円)

(2) 国内子会社

平成27年3月31日現在

子会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他	合計	
遠州トラック㈱ (静岡県袋井市)	物流事業	倉庫建物	203,186 (94,060)	3,613	111	197	8,817	114	—	12,854	625 [195]
	不動産事業	事務所建物	34,447 (3,961)	40	0	0	2,279	—	—	2,320	3 [1]
住友倉庫九州㈱ (福岡市博多区)	物流事業	倉庫建物	19,337 (9,483)	1,220	16	12	1,628	—	6	2,884	34 [2]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。
2. 上記土地面積のうち、()内の数字は連結会社以外から賃借しているもので外書きしております。
3. 上記従業員数のうち、[]内の数字は臨時従業員の人数で外書きしております。

(3) 在外子会社

平成27年3月31日現在

子会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	船舶	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他		合計
Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd (シンガポール)	物流事業	倉庫建物	— (38,494)	743	266	—	0	—	—	—	1,010	107
住友倉儲(中国) 有限公司 (中国・上海)	物流事業	倉庫建物	— (40,659)	2,285	53	—	139	—	718	—	3,196	126
SW Maritime 1, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	—	—	—	1,796	—	—	—	—	1,796	—
SW Maritime 2, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	—	—	—	1,816	—	—	—	—	1,816	—
SW Maritime 3, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	—	—	—	1,910	—	—	—	—	1,910	—
SW Maritime 4, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	—	—	—	2,049	—	—	—	—	2,049	—

(注) 上記土地面積のうち、()内の数字は連結会社以外から賃借しているもので外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社における重要な設備の新設の計画は、以下のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
㈱住友倉庫	大阪支店	物流事業	倉庫建物 (大阪市住之江区)	5,689	3,263	自己資金及び 社債調達資金	平成26年3月	平成27年4月	地上5階建 30,327㎡
	東京支店	物流事業	倉庫建物 (埼玉県羽生市)	4,429	2,602	自己資金及び 社債調達資金	平成26年5月	平成27年6月	地上4階建 23,030㎡
	本店	不動産事業	賃貸用商業施設 (埼玉県戸田市)	3,413	1,291	自己資金及び 社債調達資金	平成26年10月	平成28年4月	地上5階建 22,870㎡

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	395,872,000
計	395,872,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	195,936,231	195,936,231	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	195,936,231	195,936,231	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

2006年度ストックオプション新株予約権(平成19年3月1日発行)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	125	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (1個につき1,000株)	125,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき986	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月14日 ～平成29年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 986 資本組入額 493(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権 を放棄した場合には、新株 予約権を行使することがで きないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2007年度ストックオプション新株予約権（平成19年12月17日発行）

	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	125	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 （1個につき1,000株）	106,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき618	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月30日 ～平成29年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 618 資本組入額 309（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2008年度ストックオプション新株予約権(平成20年9月16日発行)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	56	56
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000 (1個につき1,000株)	56,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき434	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月30日 ～平成30年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434 資本組入額 217(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2010年度ストックオプション新株予約権（平成22年11月22日発行）

	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000 （1個につき1,000株）	20,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき419	同左
新株予約権の行使期間	平成24年11月6日 ～平成32年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 419 資本組入額 210（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2011年度ストックオプション新株予約権(平成23年11月24日発行)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	21	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000 (1個につき1,000株)	21,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき355	同左
新株予約権の行使期間	平成25年11月8日 ～平成33年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 355 資本組入額 178(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2012年度ストックオプション新株予約権（平成24年9月18日発行）

	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40,000 （1個につき1,000株）	40,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき354	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月31日 ～平成34年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 354 資本組入額 177（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2013年度ストックオプション新株予約権(平成25年9月17日発行)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	125	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (1個につき1,000株)	125,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき620	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月30日 ～平成35年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 620 資本組入額 310(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2014年度ストックオプション新株予約権（平成26年9月18日発行）

	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	125	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 （1個につき1,000株）	125,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき563	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日 ～平成36年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 563 資本組入額 282（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記（注）3. の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年4月1日 ～平成20年3月31日(注)	2,372,961	195,936,231	552	21,822	552	18,655

(注) 新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	55	27	124	159	3	6,322	6,690	—
所有株式数(単元)	—	55,142	2,156	59,571	38,311	5	40,248	195,433	503,231
所有株式数の割合(%)	—	28.22	1.10	30.48	19.60	0.00	20.60	100.00	—

(注) 1. 自己株式17,224,021株は「個人その他」の欄に17,224単元及び「単元未満株式の状況」の欄に21株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	15,708	8.02
大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田三丁目3番5号	10,000	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,498	4.34
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	6,634	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,595	2.86
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	5,081	2.59
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,591	1.83
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,550	1.81
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,381	1.73
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	3,310	1.69
計	—	65,349	33.35

- (注) 1. 当社は、自己株式17,224,021株を保有していますが、上記の大株主から除外しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、信託業務に係るものであります。
3. 三井住友信託銀行株式会社から平成26年7月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、上記大株主の状況に記載した三井住友信託銀行株式会社の所有株式数5,081千株を除き、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書に基づく、所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	8,187	4.18
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,714	0.87
計	—	9,901	5.05

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 17,245,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 178,188,000	178,188	同上
単元未満株式	普通株式 503,231	—	—
発行済株式総数	195,936,231	—	—
総株主の議決権	—	178,188	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株 (議決権5個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、住和港運株式会社所有の相互保有株式200株及び当社保有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社住友倉庫	大阪市北区中之島 三丁目2番18号	17,224,000	—	17,224,000	8.79
住和港運株式会社	大阪市西区安治川 二丁目1番11号	21,000	—	21,000	0.01
計	—	17,245,000	—	17,245,000	8.80

(9) 【ストックオプション制度の内容】

2006年度ストックオプション新株予約権（平成19年3月1日発行）

決議年月日	平成19年2月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	125,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2007年度ストックオプション新株予約権（平成19年12月17日発行）

決議年月日	平成19年11月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	125,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2008年度ストックオプション新株予約権（平成20年9月16日発行）

決議年月日	平成20年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	150,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2010年度ストックオプション新株予約権（平成22年11月22日発行）

決議年月日	平成22年11月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	140,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2011年度ストックオプション新株予約権（平成23年11月24日発行）

決議年月日	平成23年11月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2012年度ストックオプション新株予約権（平成24年9月18日発行）

決議年月日	平成24年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2013年度ストックオプション新株予約権（平成25年9月17日発行）

決議年月日	平成25年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2014年度ストックオプション新株予約権（平成26年9月18日発行）

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成27年6月24日開催の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く）（注）1 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限は200,000株とする。
新株予約権行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日から3年を経過した日を始期とし、割当日の翌日から20年以内の日で当社取締役会が定める日を終期とする。
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 上記と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対しても付与する予定です。

（注）2. 新株予約権の割当てを受けた者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限されます。

[株価条件]

（1）当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（ g ）及びTOPIX成長率（ g_{TOPIX} ）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

a：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

b：割当日後3年間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

c：割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g_{\text{TOPIX}} = d \div e$$

d：割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

e：割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

（2）当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数（ X ）を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g_{\text{TOPIX}}$$

Y：割り当てられた新株予約権の個数

g：当社株価成長率

g_{TOPIX} ：TOPIX成長率

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	5,816	3,432,669
当期間における取得自己株式	2,275	1,546,909

(注) 当期間における取得自己株式には平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1、2	192,880	71,369,480	19,000	11,742,000
保有自己株式数 (注) 3	17,224,021	—	17,207,296	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数192,000株、処分価額の総額70,889,000円) 及び単元未満株式の買増請求による売渡し (株式数880株、処分価額の総額480,480円) であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使であります。

2. 当期間の株式数及び処分価額の総額には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式数及びその価額は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡し並びに新株予約権の権利行使による株式数の増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当について、利益還元の一層の充実を図るため、年間配当金総額を当社の当期純利益の40%相当額をめどとすることを基本方針としております。ただし、利益水準にかかわらず、年間配当金として1株当たり10円を維持することを目標といたします。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第138期の剰余金の配当につきましては、子会社の業績悪化に伴う特別損失の計上がありました。また、国際輸送等の物流事業が好調であったことに加え、税制改正に伴う増益要因があったため、期末配当金は1株につき普通配当6円に特別配当1円を加えた7円とすることとなりました。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき13円となります。

内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、第138期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年11月6日 取締役会決議	1,071	6.0
平成27年6月24日 定時株主総会決議	1,250	7.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	476	431	669	743	718
最低(円)	301	333	319	473	460

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	605	678	700	683	701	718
最低(円)	531	616	625	602	620	655

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会 長		安 部 正 一	昭和15年 9月20日生	昭和38. 4 入社 平成4. 6 横浜支店長 6. 6 取締役横浜支店長 9. 6 代表取締役常務取締役 12. 6 代表取締役社長 22. 6 代表取締役社長 社長執行役員 27. 6 代表取締役会長 (現在)	(注) 3	46
代表取締役 社 長	社 長 執行役員	小 野 孝 則	昭和28年 12月19日生	昭和52. 4 入社 平成18. 6 国際プロジェクト室長 22. 6 執行役員営業開発部長 24. 6 執行役員営業開発部長兼 国際プロジェクト室長 25. 6 取締役常務執行役員 27. 6 代表取締役社長 社長執行役員 (現在)	(注) 3	23
代表取締役	専 務 執行役員	間 嶋 弘	昭和27年 9月7日生	昭和51. 4 入社 平成18. 6 総務部長 22. 6 執行役員総務部長 22. 10 執行役員総務部長兼東京総務部長 25. 6 取締役常務執行役員 27. 6 代表取締役専務執行役員 (現在)	(注) 3	30
取 締 役	常 務 執行役員	小 林 雅 行	昭和25年 6月3日生	昭和50. 4 入社 平成17. 6 名古屋支店長 19. 6 大阪港支店長 22. 4 大阪支店長兼大阪港支店長 22. 6 執行役員大阪支店長兼大阪港支店 長 22. 10 執行役員大阪支店長 27. 6 取締役常務執行役員 (現在)	(注) 3	21
取 締 役	常 務 執行役員	小 河 原 弘 之	昭和27年 3月25日生	昭和51. 11 入社 平成19. 1 Union Services (S' pore) Pte Ltd社長 23. 6 執行役員本店支配人兼Union Services (S' pore) Pte Ltd社長 25. 6 執行役員横浜支店長 27. 6 取締役常務執行役員 (現在)	(注) 3	11
取 締 役		渡 邊 隆 文	昭和22年 1月2日生	昭和48. 4 監査法人朝日会計社入社 51. 10 公認会計士登録 63. 4 弁護士登録 辻中・森法律事務所所属 平成2. 10 渡邊・市川法律・会計事務所 (後 にウイン総合法律事務所に改称) 開設 17. 6 監査役 23. 6 ウイン総合法律事務所解散 渡辺法律会計事務所開設 (現在) 26. 6 取締役 (現在)	(注) 3	11
取 締 役		河 内 悠 紀	昭和15年 2月14日生	昭和41. 4 検事任官 平成11. 12 仙台高等検察庁検事長 13. 11 名古屋高等検察庁検事長 14. 6 大阪高等検察庁検事長 15. 3 弁護士登録 15. 6 監査役 27. 6 取締役 (現在)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		矢吹 治	昭和26年 3月19日生	昭和48. 4 入社 平成14. 6 総務部長 16. 6 取締役総務部長 17. 6 取締役退任 執行役員総務部長 18. 6 執行役員神戸支店長 20. 6 取締役執行役員神戸支店長 21. 6 代表取締役常務取締役 22. 6 代表取締役常務執行役員 25. 6 代表取締役専務執行役員 27. 6 監査役(常勤) (現在)	(注) 4	38
監査役 (常勤)		松本 一則	昭和24年 5月15日生	昭和47. 4 入社 平成12. 10 東京総務部長 16. 5 情報システム部長 20. 6 執行役員情報システム部長 22. 6 執行役員退任 アイスター株式会社社長 25. 6 監査役(常勤) (現在)	(注) 5	11
監査役		馬淵 睦夫	昭和21年 1月21日生	昭和43. 4 外務省入省 平成12. 4 駐キューバ特命全権大使 15. 5 財団法人国際開発高等教育機構 専務理事 17. 10 駐ウクライナ特命全権大使 17. 11 駐ウクライナ特命全権大使兼 駐モルドバ特命全権大使 20. 11 防衛大学校教授 24. 6 監査役(現在)	(注) 6	—
監査役		山口 修司	昭和31年 12月27日生	昭和57. 4 弁護士登録 62. 4 英国クライド・アンド・カンパニ ー法律事務所所属 平成2. 9 岡部・山口法律事務所開設 22. 1 岡部・山口法律事務所代表(現 在) 26. 4 法務省法制審議会商法(運送・海 商関係)部会委員(現在) 26. 6 監査役(現在)	(注) 7	—
監査役		荒木 喜代志	昭和24年 6月24日生	昭和47. 4 外務省入省 平成18. 7 駐スリランカ特命全権大使 21. 4 国際テロ対策協力担当大使 21. 10 生物多様性条約第10回締約国会議 担当大使 23. 3 駐トルコ特命全権大使 25. 12 外務省参与(現在) 27. 6 監査役(現在)	(注) 4	—
計		—		—		191

- (注) 1. 取締役渡邊隆文及び河内悠紀は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 監査役馬淵睦夫、山口修司及び荒木喜代志は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
3. 平成27年6月24日開催の定時株主総会選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成25年6月26日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成24年6月27日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 平成26年6月25日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

8. 当社では、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、上記の取締役小野孝則、間嶋 弘、小林雅行及び小河原弘之の4名のほか、常務執行役員 藤村成一及び野本 純、執行役員東京支店長 佐野圭一、同大阪支店長 古川茂樹、同大阪梱包運輸株式会社社長 石井昌久、同ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社社長 江口忠衛、同経理部長 角谷曜雄及び同監査部長 井上正明の8名を合わせ、計12名で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための重要な経営課題と位置付けており、これまで社外取締役の選任、取締役数の削減、執行役員制度の導入、取締役の任期短縮及び社外取締役の複数名選任など、経営組織の改革を行ってまいりました。引き続き、監査役による監査機能を重視するとともに、内部監査組織の充実を図り、コンプライアンス、リスク管理及び財務報告に係る内部統制体制の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組んでまいります。

②企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、常務会及び執行役員会があります。

取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。経営監督機能及びコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため平成27年6月24日開催の定時株主総会の決議により社外取締役を1名から2名に増員するほか、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、取締役の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しております。

監査役会は、監査の方針、監査の計画、監査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項について定めるとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議しております。また、経営に関する監査機能を一層強化するため、社外監査役3名を選任しているとともに、常勤の監査役を2名体制としております。監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う専任者として、監査役付1名を置いております。

平成27年6月24日開催の定時株主総会後における取締役は7名（内、社外取締役2名）、監査役は5名（内、社外監査役3名）であります。

常務会は、常務執行役員以上で構成し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図っており、原則として月2回開催しております。

執行役員会は、原則として月1回開催し、執行役員のほか、執行役員に就かない本店支配人、部長・室長及び支店長並びに常勤の監査役で構成し、取締役会付議事項等の重要事項の伝達及び業務執行にかかわる重要な事項についての意見交換等を行っております。

上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施しております。なお、内部監査については、会社業務全般の内部監査並びに内部統制及びその監査等に関する事項を管掌する監査部を設置し、実施しております。

(2) 上記体制を採用する理由

当社は、(1)企業統治の体制の概要に記載のとおり監査役設置会社制度を採用し、独立性を有する社外取締役を複数名選任するほか、監査役による監査機能を重視することが、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための現時点における最適な企業統治の体制であると考えております。

(3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

監査部に内部統制体制の整備状況の評価を分掌事項とする「内部統制課」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制に関する取組みを強化しております。

当社は、コンプライアンス委員会の活動を基軸としてコンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制に取り組んでまいりました。委員会はこれまで「住友倉庫企業行動指針」「住友倉庫企業行動基準」「コンプライアンス規則」「リスク管理規則」「内部統制システム構築の基本方針」「情報開示及びインサイダー取引防止規程」及び「情報資産管理規程」等を立案し、これらはいずれも取締役会の決議を経て制定されました。

また、コンプライアンスに係る問題について報告、相談できる制度として通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とするヘルプラインを設置しております。

さらにコンプライアンスに係る上記指針、基準及び報告・相談体制等、当社のコンプライアンスに関する事項を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、これを社内に配付するとともに説明会を開催し、周知・徹底を図っております。

当社の経営上のリスクについては、リスク管理に関する基本方針等を定めたリスク管理規則に基づき、各店部にリスク管理責任者とこれを補佐するリスク管理者を置いております。また、今後発生が予想されるリスクを抽出し、これに基づくリスクマップを作成したうえで、対処の優先度の高いリスクを重点項目として選定し、対応策を策定するなど、その管理体制の整備を図っております。これに加えて、法務、税務等に係る重要な問題については、適宜弁護士、税理士等、外部の専門家の指導、助言を受け、対応しております。

さらに内部統制システム及びリスク管理体制の整備のための取組みを一層強化するため、コンプライアンス委員会の改組について検討を進め、取締役会の決議に基づき、社長を委員長とするCSR委員会を発足させました。CSR委員会は、当社のコンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制、環境保全及び当社が提供するサービスの品質改善等に関する諸施策を推進することにより、企業価値の向上を図り、企業の社会的責任を果たすことを目的とし、委員長のもと、担当役員を副委員長とし、関係部の部長を委員として構成しており、活発に活動を進めております。

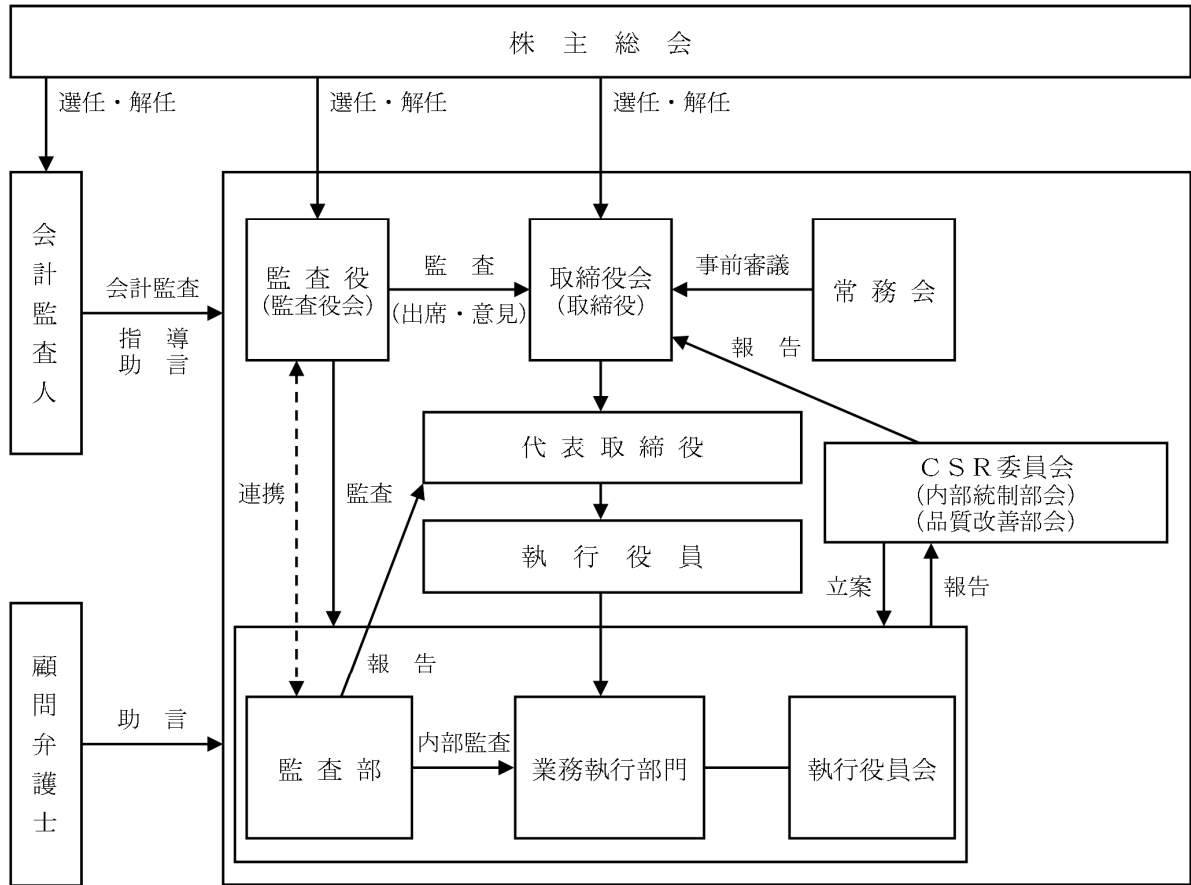
(4) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業績及び財務状況に関する情報について定期的に報告を受けるとともに、当該子会社において経営上重要な事項を決定する場合又は業務上重要な事項が発生した場合は、当社への報告が行われる又は必要に応じ当社への事前協議等が行われる体制を構築しております。また、当社の取締役及び常勤の監査役等並びに主要な子会社の代表取締役等が出席する関係会社打合会を定期的に開催し、経営に関する重要な事項等について情報交換を行っております。さらに当社及び主要な子会社の取締役等が出席する内部統制連絡会を定期的に開催し、法令遵守及び法令の制定・改廃等に関する情報交換を行っております。

当社は子会社の経営の自主性及び独立性を前提としつつ、子会社の適正な管理を図るために関係会社管理要領を制定するほか、当社及び当社子会社における資金を有効活用するなど、経営の効率性向上に努めております。

また、当社は当社及び当社子会社において不測の事態や危機が発生した場合の報告体制、対応要領等を整備しているほか、監査部は当社及び主要な子会社のリスク管理に関する事項についての内部監査を実施しております。

③業務執行、経営監視及び内部統制の仕組み



④業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しましたが、金融商品取引法の施行等に伴い内容のさらなる充実を図ることとし、平成20年3月26日開催の取締役会において同方針の一部改正を決議しました。平成22年6月29日開催の取締役会においては執行役員制度の変更に伴う一部改正を決議し、平成27年4月30日開催の取締役会においては改正会社法等の施行等に伴う一部改正を決議しました。この有価証券報告書提出日現在の同方針の概要は次のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するための体制

当社グループは、事業活動を推進するにあたり、法令遵守はもとより、社会規範及び企業倫理に則った公正かつ適正な経営を実現するとともに、その透明性を高め、将来にわたり社会的責任を果たすことができるよう、以下の諸施策を実施する。

- i 当社はコンプライアンス規則、住友倉庫企業行動指針、住友倉庫企業行動基準及びコンプライアンス・マニュアルを定め、当社の業務に従事するすべての者は、法令、社内規則、社会規範及び企業倫理を遵守する。
- ii 当社はCSR委員会を設置し、コンプライアンスに関する社内規則等の立案を行い取締役会に付議するほか、関係部署と連携してコンプライアンスに関する教育・研修を充実させるなど、取締役及び従業員に対しその周知、徹底を図る。

- iii 当社は、独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能のさらなる強化を図る。
 - iv 当社は、当社及び主要な子会社の取締役等が出席する内部統制連絡会を定期的開催し、法令遵守及び法令の制定・改廃等に関する情報交換を行うなど、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。
 - v 当社は、通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とする内部通報制度を適正に運用することにより、コンプライアンスに係る問題について情報を早期に入手し、的確に対処する。子会社はその規模等に応じて、内部通報制度を適切に整備する。なお、当社グループは内部通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。
 - vi 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i 当社グループは、株主総会議事録、取締役会議事録のほか、取締役の重要な意思決定に関する情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、法令及び社内規則に基づき定められた期間、保存する。
 - ii 当該文書は、担当部署が適正に管理し、取締役及び監査役からの要請に備え常時検索及び閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、リスク管理規則において定められた基本方針等に基づき、当社グループの事業活動上のリスクに関する管理体制を整備する。
 - ii 当社は、当社グループの事業活動における重大なリスクが発生した場合には、速やかに担当部署を定め、可能な限り損失を回避するよう努める。
 - iii 当社は、当社グループにおいて不測の事態や危機が発生した場合の報告体制、対応要領等を整備する。
 - iv 監査部は、当社及び主要な子会社のリスク管理に関する事項についての内部監査を実施する。
- (4) 財務報告の基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制
- i 当社は、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等の定めるところにより、財務報告を行う。
 - ii 取締役会及び監査役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの合理性及び内部統制システムの有効性に関して適切な監督及び監視を行う。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督する。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる。
 - ii 当社は、執行役員の業務執行上の職責に応じて役付執行役員を選定し、執行役員の業務執行機能の強化を図る。
 - iii 当社は、常務執行役員以上で構成する常務会を設置し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図る。
 - iv 上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施する。
 - v 当社は、業務執行状況を適切に把握・管理し、経営資源配分の最適化を図る。

- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- i 当社の子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は、子会社の業績及び財務状況に関する情報について定期的に報告を受けるとともに、当該子会社において経営上重要な事項を決定する場合又は業務上重要な事項が発生した場合は、当社への報告が行われる又は必要に応じ当社への事前協議等が行われる体制を構築する。
 - イ. 当社は、当社の取締役及び常勤の監査役等並びに主要な子会社の代表取締役等が出席する関係会社打合会を定期的に開催し、各子会社の現況について報告させるとともに、経営に関する重要な事項等について情報交換を行う。
 - ii 当社の子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、子会社の統括及び指導を行う部署（以下、子会社担当部という）を設置する。監査部は適宜子会社の内部監査を行う。
 - イ. 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を前提としつつ、子会社の適正な管理を図るために関係会社管理要領を制定し、また当社グループ内の資金を有効活用するなど、当社グループの経営の効率性向上に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、その従業員の取締役からの独立性に関する事項及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行うべき従業員として、専任の監査役付を置く。
 - ii 監査役付の人事評価は常勤の監査役が行うとともに、異動等人事に関する事項については事前に常勤の監査役の同意を得る。
 - iii 監査役付は、監査役の指揮命令に従うとともに、監査役の指示による調査権限を有する。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- i 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
 - ア. 監査役は、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び従業員からその職務の執行状況の報告を受ける。
 - イ. 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに監査役に報告する。
 - ii 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ア. 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役から業務の執行状況に関する事項について報告を求められたときは適切な報告を行う。
 - イ. 当社は、子会社の取締役及び監査役が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は子会社の従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに直接又は子会社担当部を通じて、当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - iii 当社グループは、職制を通じて直接又は間接に当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。
 - iv 監査役がその職務執行にあたり生ずる費用の前払等の請求を行った場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- i 監査役は、代表取締役と定期的に会合し、その経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題その他について意見を交換し、相互認識を深める。
- ii 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画について説明を受けるとともに、会計監査について随時報告を受け意見交換を行う。
- iii 監査部は、内部統制システムを含む内部監査結果について監査役に報告する。

⑤内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、会社業務全般の内部監査並びに内部統制及びその監査等に関する事項を管掌するための組織として「監査部」を設置しており、同部は「内部監査課」及び「内部統制課」の2課体制となっております。

監査部には専任のスタッフ4名を配置し、内部監査に関しては、関係諸法令や社内諸規則の遵守状況、業務遂行における基本や契約との適合性、現場管理の状況等、会社の業務全般にわたってその適否の点検及び審査を行い、必要に応じ是正措置を求めるなど、監査役並びに経理部及び総務部等とも連携して、内部統制の一層の強化に努めております。また、内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、監査役に報告しております。

監査役は、法令及び定款等に基づき、内部統制システムの整備状況及び業務の遂行状況に重点を置き監査を実施しているほか、必要に応じ国内外関係会社についても調査を行っております。また、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況の報告を受けております。監査役監査については、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しているほか、必要に応じ主として監査部、経理部及び総務部等から説明を求めるなど、意思疎通を図っております。なお、監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う専任者として、監査役付1名を置いております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計に関する事項の監査を受けております。また、会計監査人は、主として経理部等に対して必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、財産及び損益の状況を監査しております。当期に業務を執行した有限責任 あずさ監査法人所属の公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	指定有限責任社員 業務執行社員 中尾 正孝
	指定有限責任社員 業務執行社員 堀内 計尚
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士等 13名

監査役及び会計監査人は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行い、また、会計監査人は監査状況を定期的に監査役に報告、説明し、必要に応じて情報交換を行い、業務を遂行しております。

監査役及び監査部は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、監査部は内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、監査役に報告しております。

社外においては、複数の顧問弁護士から、適宜、法的なアドバイスを受けております。また、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人からは、通常の会計監査を受けているほか、必要に応じて会計面での助言を受けております。

⑥社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

取締役渡邊隆文は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式11千株を所有しておりますが、それ以外同氏と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は株式会社椿本チェーンの社外監査役に就任しておりますが、当社と同社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役河内悠紀と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は平成20年7月まで株式会社足利銀行の社外取締役に就任しておりました。当社は同行と金銭借入の取引があるものの、平成27年3月末における借入金額は当社連結借入金残高の1%未満であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の社外監査役に就任しておりますが、当社と同社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役馬淵睦夫と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は平成20年11月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、平成27年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

監査役山口修司と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は岡部・山口法律事務所の代表であります。当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引があるものの、これらの平成27年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したのではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。同氏は一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会の監事、一般財団法人新日本検定協会の監事にそれぞれ就任しております。当社は一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会と会費支払等の取引、一般財団法人新日本検定協会と物流費用支払等の取引があるものの、平成27年3月期における取引額はいずれも各協会の総資産の1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏はザインエレクトロニクス株式会社の社外監査役、玉井商船株式会社の社外監査役にそれぞれ就任しておりますが、当社と各社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役荒木喜代志と当社との間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。同氏は現在国家公務員であります。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、平成27年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、当社は平成26年6月1日から平成27年6月23日までの間、同氏を顧問に委嘱しており、その報酬額は3百万円ですが、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

当社は、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能のさらなる強化を図るため、独立性を有する社外取締役を複数名選任するとともに、監査役の一層の機能強化を図るため、独立性を有する社外監査役を選任しております。取締役渡邊隆文及び河内悠紀並びに監査役馬淵睦夫、山口修司及び荒木喜代志は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

取締役渡邊隆文は、弁護士及び公認会計士として主に財務及び会計に関する豊富な知識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役としての在任期間中、独立した立場から活発に意見を述

べ、その職責を十分に果たしてきました。同氏は当社の業務内容に精通しており、引き続き同氏の弁護士及び公認会計士としての経験から培われた豊富な知識を当社の経営の監督に活かすため、同氏を社外取締役を選任しております。取締役河内悠紀は、仙台・名古屋・大阪各高等検察庁検事長及び弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役在任期間（平成15年6月27日から平成27年6月24日まで）において独立した立場での確かな意見を述べてきました。同氏は当社の業務内容に精通しており、今後は同氏の知識・経験等を当社の経営の監督に活かすため、同氏を社外取締役を選任しております。監査役馬淵睦夫は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役を選任しております。監査役山口修司は、弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識と経験を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役を選任しております。監査役荒木喜代志は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役を選任しております。

当社は平成17年から社外取締役を選任するなど、社外監査役を含め、高い識見又は専門的知識等を有する外部の視点を取り入れることにより、当社の重要な業務執行に関する意思決定並びに経営監督の公正性及び透明性の強化、また、監査機能の充実を図ってまいりました。当社は、社外取締役及び社外監査役選任のための当社からの独立性に関する明確な基準は策定しておりません。しかしながら、社外取締役及び社外監査役の選任に際しては、当該社外取締役又は社外監査役が独立した客観的立場から当社の経営監督又は監査に当たることができるよう、当社と利害関係を有しておらず、当社の一般の株主と利益相反の生じるおそれのない者であることに留意しております。あわせて、当社が株式を上場する金融商品取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準についても参考にしております。

社外取締役及び社外監査役が、取締役会に付議される議案について十分な検討を行えるよう、総務部等が必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役は取締役会等において、監査役及び内部統制部門等から適宜報告及び説明を受けることなどにより経営の監督を行っております。社外監査役及び会計監査人は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、会計監査人は監査状況を定期的に社外監査役に報告、説明し、必要に応じて情報交換を行い、業務を遂行しております。社外監査役及び監査部は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、監査部は内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、社外監査役に報告しております。

⑦役員報酬等

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	336	320	15	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	58	58	—	—	—	2
社外役員	33	32	1	—	—	6

(注) 1. 上記には、平成26年6月25日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。

2. 取締役の報酬限度額は、金銭による報酬等の額として月額33百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）及びストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額60百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。また、監査役の報酬限度額は、月額8百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。

(2) 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金
安部 正一	102	取締役	提出会社	98	4	—	—

(注) 連結報酬等の総額が100百万円以上である者に限定して記載しております。

(3) 役員報酬等の額の決定に関する方針及び決定方法

役員報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定します。

各取締役の金銭報酬は、役位及び職責等に応じ、当社の業績、経営環境及び経済情勢等を考慮のうえ決定します。金銭報酬のほか、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対しストックオプションとしての新株予約権を支給します。また、各事業年度の取締役の報酬等の決定方法は取締役会の決議によります。

各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定します。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに平成17年6月開催の第128期定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

⑧責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

⑨取締役の定数

当社は取締役を3名以上置く旨、定款に定めております。

⑩取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議要件について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑪取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

⑬株式の保有状況

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	107銘柄
貸借対照表計上額の合計額	88,625百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	6,130,765	24,780	取引関係の維持・拡大のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	19,669,341	9,165	取引関係の維持・拡大のため
大和ハウス工業(株)	5,003,000	8,760	業務提携契約に基づく資本提携
住友商事(株)	4,384,644	5,757	取引関係の維持・拡大のため
ダイキン工業(株)	865,800	5,006	取引関係の維持・拡大のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	1,661,070	3,926	取引関係の維持・拡大のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	731,519	3,225	取引関係の維持・拡大のため
丸紅(株)	3,560,088	2,467	取引関係の維持・拡大のため
住友金属鉱山(株)	1,247,492	1,616	取引関係の維持・拡大のため
住友電気工業(株)	814,732	1,251	取引関係の維持・拡大のため
住友化学(株)	3,230,945	1,230	取引関係の維持・拡大のため
日本電気(株)	3,158,001	1,001	取引関係の維持・拡大のため
新日鐵住金(株)	3,436,912	969	取引関係の維持・拡大のため
ダイビル(株)	772,860	850	取引関係の維持・拡大のため
住友重機械工業(株)	1,539,347	644	取引関係の維持・拡大のため
(株)商船三井	1,474,574	592	取引関係の維持・拡大のため
住友ゴム工業(株)	433,371	569	取引関係の維持・拡大のため
住友大阪セメント(株)	856,911	365	取引関係の維持・拡大のため
オムロン(株)	82,309	350	取引関係の維持・拡大のため
(株)オートバックスセブン	197,700	314	取引関係の維持・拡大のため
美津濃(株)	511,500	297	取引関係の維持・拡大のため
(株)大和証券グループ本社	318,778	286	取引関係の維持・拡大のため
日清紡ホールディングス(株)	297,000	261	取引関係の維持・拡大のため
大東港運(株)	796,000	224	取引関係の維持・拡大のため
住友林業(株)	196,266	203	取引関係の維持・拡大のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	225,020	127	取引関係の維持・拡大のため
日鉄住金物産(株)	348,443	115	取引関係の維持・拡大のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	258,000	1,042	議決権行使権限
住友林業(株)	820,000	850	議決権行使権限
(株)奥村組	1,494,000	687	議決権行使権限

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産㈱	6,130,765	26,512	取引関係の維持・拡大のため
大和ハウス工業㈱	5,003,000	11,862	業務提携契約に基づく資本提携
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	19,669,341	9,746	取引関係の維持・拡大のため
ダイキン工業㈱	865,800	6,966	取引関係の維持・拡大のため
住友商事㈱	4,384,644	5,636	取引関係の維持・拡大のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	1,661,070	5,597	取引関係の維持・拡大のため
㈱三井住友フィナンシャルグループ	731,519	3,366	取引関係の維持・拡大のため
丸紅㈱	3,560,088	2,477	取引関係の維持・拡大のため
住友金属鉱山㈱	1,247,492	2,193	取引関係の維持・拡大のため
住友化学㈱	3,230,945	1,996	取引関係の維持・拡大のため
住友電気工業㈱	814,732	1,283	取引関係の維持・拡大のため
住友重機械工業㈱	1,539,347	1,211	取引関係の維持・拡大のため
日本電気㈱	3,158,001	1,114	取引関係の維持・拡大のため
新日鐵住金㈱	3,436,912	1,039	取引関係の維持・拡大のため
住友ゴム工業㈱	433,371	961	取引関係の維持・拡大のため
ダイビル㈱	772,860	958	取引関係の維持・拡大のため
㈱商船三井	1,474,574	601	取引関係の維持・拡大のため
オムロン㈱	82,309	446	取引関係の維持・拡大のため
㈱オートバックスセブン	197,700	375	取引関係の維持・拡大のため
日清紡ホールディングス㈱	297,000	342	取引関係の維持・拡大のため
美津濃㈱	511,500	320	取引関係の維持・拡大のため
住友大阪セメント㈱	856,911	316	取引関係の維持・拡大のため
大東港運㈱	796,000	304	取引関係の維持・拡大のため
㈱大和証券グループ本社	318,778	301	取引関係の維持・拡大のため
住友林業㈱	196,266	257	取引関係の維持・拡大のため
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	225,020	167	取引関係の維持・拡大のため
カシオ計算機㈱	65,670	149	取引関係の維持・拡大のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産㈱	258,000	1,115	議決権行使権限
住友林業㈱	820,000	1,076	議決権行使権限
㈱奥村組	1,494,000	839	議決権行使権限

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

- (3) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	41	2	41	—
連結子会社	31	1	30	—
計	72	3	71	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社であるWestwood Shipping Lines, Inc. 及びSumitomo Warehouse (Europe) GmbHは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、22百万円の監査報酬等を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるWestwood Shipping Lines, Inc. 及びSumitomo Warehouse (Europe) GmbHは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、28百万円の監査報酬等を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」及び「財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表及び第138期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構が開催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 30,582	※2 26,861
受取手形及び営業未収入金	19,232	19,471
販売用不動産	79	76
仕掛品	18	30
繰延税金資産	922	773
その他	4,456	4,928
貸倒引当金	△136	△110
流動資産合計	55,154	52,031
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 62,556	※1 64,480
機械装置及び運搬具（純額）	※1 3,760	※1 3,437
船舶（純額）	※1 8,306	※1 7,831
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,123	※1 1,147
土地	47,655	49,265
建設仮勘定	3,466	7,135
その他（純額）	※1 475	※1 676
有形固定資産合計	※2 127,344	※2 133,973
無形固定資産		
のれん	3,833	3,823
借地権	5,512	5,573
ソフトウェア	1,670	1,445
その他	225	217
無形固定資産合計	11,242	11,060
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※5 86,118	※2, ※5 96,351
長期貸付金	472	445
繰延税金資産	2,458	2,353
その他	6,506	6,542
貸倒引当金	△268	△212
投資その他の資産合計	95,285	105,480
固定資産合計	233,873	250,513
資産合計	289,028	302,545

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	12,321	12,261
1年内償還予定の社債	100	100
短期借入金	※2,※6 10,563	※2,※6 16,567
未払法人税等	1,528	1,522
賞与引当金	1,516	1,583
その他	7,368	7,040
流動負債合計	33,398	39,075
固定負債		
社債	12,300	12,200
長期借入金	※2,※6 56,290	※2,※6 43,919
繰延税金負債	22,191	24,203
退職給付に係る負債	1,948	2,693
役員退職慰労引当金	116	92
長期預り金	7,669	7,665
その他	1,076	1,192
固定負債合計	101,592	91,966
負債合計	134,991	131,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金	19,173	19,159
利益剰余金	78,972	83,175
自己株式	△9,053	△8,956
株主資本合計	110,915	115,201
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,738	42,945
繰延ヘッジ損益	—	△7
為替換算調整勘定	3,181	5,719
退職給付に係る調整累計額	229	261
その他の包括利益累計額合計	36,149	48,919
新株予約権	99	101
少数株主持分	6,871	7,280
純資産合計	154,036	171,503
負債純資産合計	289,028	302,545

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
倉庫収入	22,679	22,647
港湾運送収入	36,169	37,044
国際輸送収入	32,720	37,245
陸上運送収入	27,906	27,144
海運収入	26,112	30,976
物流施設賃貸収入	5,148	5,285
不動産賃貸収入	8,475	8,479
その他	5,704	5,914
営業収益合計	164,917	174,738
営業原価		
作業諸費	102,003	108,581
人件費	18,364	19,391
賃借料	9,536	10,359
租税公課	1,920	1,874
減価償却費	6,163	6,806
その他	8,070	8,749
営業原価合計	146,060	155,764
営業総利益	18,857	18,974
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	4,919	5,044
賞与引当金繰入額	328	369
退職給付費用	230	248
のれん償却額	469	521
その他	3,216	3,423
販売費及び一般管理費合計	9,164	9,606
営業利益	9,693	9,368
営業外収益		
受取利息	54	52
受取配当金	1,491	1,626
持分法による投資利益	179	218
その他	499	303
営業外収益合計	2,225	2,200
営業外費用		
支払利息	583	516
その他	208	193
営業外費用合計	792	709
経常利益	11,126	10,859

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※1 34	※1 58
受取補償金	※2 182	※2 994
関係会社清算益	※3 37	—
特別利益合計	253	1,053
特別損失		
固定資産除却損	※4 666	※4 225
減損損失	—	※5 370
事業構造改善費用	※6 224	※6 288
事務所移転費用	※7 91	—
特別損失合計	983	884
税金等調整前当期純利益	10,396	11,028
法人税、住民税及び事業税	3,240	3,195
法人税等調整額	653	483
法人税等合計	3,894	3,679
少数株主損益調整前当期純利益	6,502	7,349
少数株主利益	277	215
当期純利益	6,224	7,133

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,502	7,349
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,189	10,258
繰延ヘッジ損益	—	△12
為替換算調整勘定	3,458	2,236
退職給付に係る調整額	—	36
持分法適用会社に対する持分相当額	431	482
その他の包括利益合計	※ 9,078	※ 13,001
包括利益	15,581	20,350
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,008	19,902
少数株主に係る包括利益	572	447

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,822	19,175	74,710	△9,103	106,606
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,822	19,175	74,710	△9,103	106,606
当期変動額					
剰余金の配当			△1,962		△1,962
当期純利益			6,224		6,224
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		△2		56	54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△2	4,261	49	4,309
当期末残高	21,822	19,173	78,972	△9,053	110,915

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	27,587	—	△451	—	27,136	88	6,465	140,297
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,587	—	△451	—	27,136	88	6,465	140,297
当期変動額								
剰余金の配当								△1,962
当期純利益								6,224
自己株式の取得								△6
自己株式の処分								54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,150	—	3,632	229	9,013	11	405	9,429
当期変動額合計	5,150	—	3,632	229	9,013	11	405	13,738
当期末残高	32,738	—	3,181	229	36,149	99	6,871	154,036

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,822	19,173	78,972	△9,053	110,915
会計方針の変更による 累積的影響額			△698		△698
会計方針の変更を反映し た当期首残高	21,822	19,173	78,274	△9,053	110,217
当期変動額					
剰余金の配当			△2,231		△2,231
当期純利益			7,133		7,133
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△13		100	86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△13	4,901	96	4,984
当期末残高	21,822	19,159	83,175	△8,956	115,201

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	32,738	－	3,181	229	36,149	99	6,871	154,036
会計方針の変更による 累積的影響額								△698
会計方針の変更を反映し た当期首残高	32,738	－	3,181	229	36,149	99	6,871	153,338
当期変動額								
剰余金の配当								△2,231
当期純利益								7,133
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,206	△7	2,537	32	12,769	2	409	13,180
当期変動額合計	10,206	△7	2,537	32	12,769	2	409	18,165
当期末残高	42,945	△7	5,719	261	48,919	101	7,280	171,503

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,396	11,028
減価償却費	6,960	7,334
減損損失	—	423
受取補償金	△182	△994
のれん償却額	469	521
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	65	△28
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△314	△267
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△8	△24
賞与引当金の増減額 (△は減少)	71	60
受取利息及び受取配当金	△1,546	△1,679
支払利息	583	516
持分法による投資損益 (△は益)	△179	△218
固定資産売却損益 (△は益)	△34	△58
固定資産除却損	666	225
関係会社清算損益 (△は益)	△37	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	143	5
売上債権の増減額 (△は増加)	△854	215
仕入債務の増減額 (△は減少)	543	△588
預り金の増減額 (△は減少)	△4,185	556
その他	△1,331	828
小計	11,226	17,857
利息及び配当金の受取額	1,663	1,857
利息の支払額	△640	△525
補償金の受取額	679	497
法人税等の支払額	△3,663	△3,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,265	16,471
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△15,463	△7,760
定期預金の払戻による収入	14,332	10,755
有形固定資産の取得による支出	△9,663	△14,218
有形固定資産の売却による収入	129	78
無形固定資産の取得による支出	△1,111	△373
投資有価証券の取得による支出	△1,420	△36
投資有価証券の売却による収入	3	3,004
子会社株式の取得による支出	△87	—
貸付けによる支出	△126	△73
貸付金の回収による収入	39	38
その他	216	△521
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,150	△9,107

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,468	7,337
短期借入金の返済による支出	△9,490	△7,684
長期借入れによる収入	21,690	1,300
長期借入金の返済による支出	△23,378	△7,321
社債の発行による収入	12,000	—
社債の償還による支出	△100	△100
自己株式の売却による収入	54	71
自己株式の取得による支出	△6	△3
配当金の支払額	△1,963	△2,232
少数株主への配当金の支払額	△158	△62
その他	△209	△169
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,905	△8,865
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,103	713
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	6,123	△787
現金及び現金同等物の期首残高	16,492	22,616
現金及び現金同等物の期末残高	※ 22,616	※ 21,828

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 44社

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

連結子会社及び非連結子会社の名称は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 7社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

持分法適用の関連会社並びに持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載しております。

なお、Petrology Limited Co. W. L. L. は新規に設立したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社を除き、連結決算日と一致しております。ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

主として内規に基づき、金利変動リスク及び燃料価格変動リスクをヘッジしております。

イ. ヘッジ手段—金利スワップ

ヘッジ対象—借入金

ロ. ヘッジ手段—原油スワップ

ヘッジ対象—燃料

③ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5～12年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度に全額償却することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3か月以内に満期の到来する容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度から、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)第67項本文に掲げられた定めを適用しております。これらの適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。さらに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

この変更に伴う影響額は、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,048百万円増加し、利益剰余金が698百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は3.93円減少しており、1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益額に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた220百万円は、「投資有価証券の売却による収入」3百万円、「その他」216百万円として組み替えております。

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、連結財務諸表の組替えの内容及び連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	139,227百万円	145,586百万円

※ 2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
預金	225百万円	225百万円
有形固定資産	9,449百万円	9,104百万円
投資有価証券	194百万円	216百万円
計	9,869百万円	9,546百万円

上記資産に対する債務の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	2,947百万円	2,441百万円
長期借入金	5,520百万円	5,459百万円
計	8,467百万円	7,900百万円

3. 保証債務

当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行借入等に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
夢洲コンテナターミナル(株)	1,260百万円	1,185百万円
横浜シャーシターミナル協同組合	414百万円	397百万円
(株)ワールド流通センター	373百万円	264百万円
大阪港総合流通センター(株)	45百万円	28百万円
青島遠州国際物流有限公司	－百万円	19百万円
青海流通センター(株)	33百万円	18百万円
計	2,127百万円	1,914百万円

このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、前連結会計年度159百万円、当連結会計年度134百万円の保証を行っております。

4. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
受取手形割引高	177百万円	101百万円
受取手形裏書譲渡高	133百万円	139百万円

※ 5. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券	5,280百万円	5,826百万円

※ 6. 財務制限条項

借入金のうちシンジケートローン（前連結会計年度末33,500百万円、当連結会計年度末28,500百万円）について、各年度の決算日及び第2四半期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を78,400百万円以上に、連結貸借対照表の純資産の部の金額を90,300百万円以上にそれぞれ維持する旨の特約が付されております。

（連結損益計算書関係）

※ 1. 固定資産売却益

前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
車両の売却益	30百万円	社宅用土地建物に係る売却益	30百万円
その他	3百万円	車両の売却益	24百万円
		その他	3百万円
計	34百万円	計	58百万円

※ 2. 受取補償金

前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
連結子会社において公有地の返還に伴い収受した移転補償金182百万円		埼玉県戸田市土地区画整理事業に伴い収受した移転補償金994百万円	

※ 3. 関係会社清算益

前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
MSK本店管理㈱（関連会社・持分法非適用会社）の解散に係る清算益37百万円		—	

※ 4. 固定資産除却損

前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
建物及び構築物	55百万円	建物及び構築物	74百万円
撤去費用	600百万円	撤去費用	136百万円
その他	10百万円	その他	14百万円
計	666百万円	計	225百万円

※ 5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
ベルギー・アントワープ州	物流事業	機械装置及び運搬具等	370百万円

当社グループは、物流事業資産及び海運事業資産については管理会計上の区分に基づき、不動産事業資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

上記物流事業資産グループについては、事業環境の変化に伴い採算性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（370百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具345百万円、工具、器具及び備品4百万円、ソフトウェア20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は零として評価しております。

※ 6. 事業構造改善費用

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
連結子会社において中国事業の再編に伴い計上した投資有価証券評価損143百万円、貸倒引当金繰入額58百万円、その他23百万円	連結子会社において中国事業の再編に伴い計上した特別退職金等161百万円、合弁解消清算金63百万円、減損損失52百万円(注)、その他10百万円 (注) 減損損失は、連結子会社である上海遠州物流有限公司(中国・上海市)の清算手続きに伴い、同社が所有する物流事業資産(建物及び構築物等)の帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額であります。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は零として評価しております。

※ 7. 事務所移転費用

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成25年12月に実施した東京本社移転に係る費用91百万円	—

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,053百万円	12,684百万円
組替調整額	△1	△1
税効果調整前	8,052	12,683
税効果額	△2,863	△2,425
その他有価証券評価差額金	5,189	10,258
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	—	△17
税効果額	—	5
繰延ヘッジ損益	—	△12
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3,458	2,269
税効果額	—	△32
為替換算調整勘定	3,458	2,236
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	59
組替調整額	—	△21
税効果調整前	—	37
税効果額	—	△0
退職給付に係る調整額	—	36
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	431	482
その他の包括利益合計	9,078	13,001

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	195,936	—	—	195,936
自己株式(注)				
普通株式	17,516	11	108	17,419

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取請求による取得、減少は単元未満株式の買増請求による売渡0千株及び新株予約権の権利行使に伴う減少108千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	99

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	981	5.5	平成25年3月31日	平成25年6月27日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	981	5.5	平成25年9月30日	平成25年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,160	利益剰余金	6.5	平成26年3月31日	平成26年6月26日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	195,936	—	—	195,936
自己株式(注)				
普通株式	17,419	5	192	17,232

(注) 普通株式の自己株式の増加は単元未満株式の買取請求による取得、減少は単元未満株式の買増請求による売渡0千株及び新株予約権の権利行使に伴う減少192千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	101

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,160	6.5	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	1,071	6.0	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,250	利益剰余金	7.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	30,582百万円	26,861百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,965百万円	△5,032百万円
現金及び現金同等物	22,616百万円	21,828百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	1,276百万円	1,466百万円
1年超	5,364百万円	4,417百万円
計	6,641百万円	5,883百万円

(貸手側)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	5,485百万円	5,990百万円
1年超	16,337百万円	11,068百万円
計	21,822百万円	17,059百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び営業未収入金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式（その他有価証券）及び差入保証金の代用として供託した国債（満期保有目的の債券）であります。上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っており、また、満期保有目的の債券は格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

長期貸付金は、取引先企業に対するもので、取引先の信用状況を定期的に把握しております。

営業未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。

借入金及び社債の用途は運転資金（主に短期）と設備投資資金（長期）で、金利の変動リスクについては、一部の借入金の金利を固定化、また、金利スワップ取引の実施により低減を図っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、燃料価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規等に基づき行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	30,582	30,582	—
(2)受取手形及び営業未収入金	19,232	19,232	—
(3)投資有価証券			
①満期保有目的の債券(※)	855	860	5
②その他有価証券	76,870	76,870	—
(4)長期貸付金	472	484	12
資産計	128,013	128,031	17
(1)支払手形及び営業未払金	12,321	12,321	—
(2)短期借入金	10,563	10,563	—
(3)1年内償還予定の社債	100	100	—
(4)社債	12,300	12,289	△10
(5)長期借入金	56,290	56,489	199
負債計	91,574	91,763	189

(※) 「投資その他の資産・その他」に計上している満期保有目的の債券を表示しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	26,861	26,861	—
(2)受取手形及び営業未収入金	19,471	19,471	—
(3)投資有価証券			
①満期保有目的の債券(※1)	83	88	4
②その他有価証券	89,587	89,587	—
(4)長期貸付金	445	460	14
資産計	136,450	136,469	19
(1)支払手形及び営業未払金	12,261	12,261	—
(2)短期借入金	16,567	16,567	—
(3)1年内償還予定の社債	100	100	—
(4)社債	12,200	12,264	64
(5)長期借入金	43,919	44,228	309
負債計	85,048	85,422	374
デリバティブ取引(※2)	(17)	(17)	—

(※1) 「投資その他の資産・その他」に計上している満期保有目的の債券を表示しております。

(※2) 「固定負債・その他」に計上しているデリバティブ取引を表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格、債券については公社債店頭売買参考統計値の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、並びに (3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	9,247	6,763
長期預り金	7,669	7,665

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。また、貸付施設の敷金として計上している長期預り金につきましては、返済期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,582	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	19,232	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	771	—	83	—
長期貸付金	—	393	60	18
合計	50,586	393	143	18

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,861	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	19,471	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	83	—	—
長期貸付金	—	392	34	18
合計	46,333	476	34	18

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,466	—	—	—	—	—
社債	100	100	100	100	7,000	5,000
長期借入金	2,097	13,407	2,111	6,223	10,259	24,288
合計	10,663	13,507	2,211	6,323	17,259	29,288

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,119	—	—	—	—	—
社債	100	100	100	7,000	—	5,000
長期借入金	8,447	4,776	9,491	10,558	7,741	11,351
合計	16,667	4,876	9,591	17,558	7,741	16,351

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債券 国債	855	860	5
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債券 国債	—	—	—

(注) 上記は差入保証金の代用として供託した国債 (投資その他の資産「その他」) であります。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債券 国債	83	88	4
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債券 国債	—	—	—

(注) 上記は差入保証金の代用として供託した国債 (投資その他の資産「その他」) であります。

2. その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	76,481	25,342	51,138
	(2) その他	1	0	0
	小計	76,483	25,343	51,139
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	387	423	△36
	(2) その他	0	0	△0
	小計	387	424	△36
合計		76,870	25,767	51,103

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	89,434	25,615	63,819
	(2) その他	—	—	—
	小計	89,434	25,615	63,819
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	152	185	△32
	(2) その他	—	—	—
	小計	152	185	△32
合計		89,587	25,801	63,786

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	3,002	0	—
(2) その他	2	0	0
合計	3,004	1	0

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	172	123	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	123	73	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 商品関連

前連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	燃料	152	152	△17

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型だが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理を行っております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,209百万円	9,178百万円
会計方針の変更による累積的影響額	一百万円	1,048百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	9,209百万円	10,226百万円
勤務費用	360百万円	459百万円
利息費用	179百万円	85百万円
数理計算上の差異の発生額	34百万円	686百万円
退職給付の支払額	△605百万円	△579百万円
退職給付債務の期末残高	9,178百万円	10,877百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	7,610百万円	8,443百万円
期待運用収益	100百万円	110百万円
数理計算上の差異の発生額	528百万円	745百万円
事業主からの拠出額	652百万円	685百万円
退職給付の支払額	△448百万円	△434百万円
年金資産の期末残高	8,443百万円	9,549百万円

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,163百万円	1,214百万円
退職給付費用	215百万円	295百万円
退職給付の支払額	△102百万円	△96百万円
年金資産への掛金拠出額	△62百万円	△48百万円
その他	1百万円	1百万円
退職給付に係る負債の期末残高	1,214百万円	1,365百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,766百万円	11,663百万円
年金資産	△8,775百万円	△9,907百万円
	990百万円	1,755百万円
非積立型制度の退職給付債務	958百万円	937百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,948百万円	2,693百万円
退職給付に係る負債	1,948百万円	2,693百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,948百万円	2,693百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	360百万円	459百万円
利息費用	179百万円	85百万円
期待運用収益	△100百万円	△110百万円
数理計算上の差異の費用処理額	69百万円	41百万円
過去勤務費用の費用処理額	△63百万円	△63百万円
簡便法で計算した退職給付費用	215百万円	295百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	660百万円	707百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	－百万円	△63百万円
数理計算上の差異	－百万円	101百万円
合計	－百万円	37百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	63百万円	－百万円
未認識数理計算上の差異	278百万円	380百万円
合計	342百万円	380百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
株式	44%	44%
債券	31%	26%
生命保険一般勘定	20%	19%
その他	5%	11%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
割引率	1.9%	0.8%
長期期待運用収益率	1.3%	1.3%
予想昇給率	6.6%	6.6%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度99百万円、当連結会計年度109百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度149百万円、当連結会計年度166百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
年金資産の額	55,057百万円	59,576百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額（注）	54,092百万円	55,622百万円
差引額	965百万円	3,954百万円

（注）前連結会計年度においては、「年金財政計算上の退職給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度4.75%（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

当連結会計年度4.94%（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度剰余金（前連結会計年度965百万円、当連結会計年度1,356百万円）及び別途積立金（当連結会計年度2,598百万円）であります。

上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

上記は入手可能な直近時点のものを記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費 給与手当及び福利費	21百万円	17百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社			
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役9名	当社取締役8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 150,000株	普通株式 140,000株
付与日	平成19年3月1日	平成19年12月17日	平成20年9月16日	平成22年11月22日
権利確定条件	——	——	——	——
対象勤務期間	——	——	——	——
権利行使期間	平成21年2月14日 ～平成29年2月13日	平成21年11月30日 ～平成29年11月29日	平成22年8月30日 ～平成30年8月29日	平成24年11月6日 ～平成32年11月5日

会社名	提出会社			
名称	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成23年11月24日	平成24年9月18日	平成25年9月17日	平成26年9月18日
権利確定条件	——	——	——	——
対象勤務期間	——	——	——	——
権利行使期間	平成25年11月8日 ～平成33年11月7日	平成26年8月31日 ～平成34年8月30日	平成27年8月30日 ～平成35年8月29日	平成28年8月29日 ～平成36年8月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社			
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	125,000	125,000	90,000	22,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	34,000	2,000
失効	—	—	—	—
未行使残	125,000	125,000	56,000	20,000

会社名	提出会社			
名称	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	92,000	125,000	125,000	—
権利確定	—	—	—	125,000
権利行使	71,000	85,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	21,000	40,000	125,000	125,000

② 単価情報

会社名	提出会社							
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
権利行使価格(円)	986	618	434	419	355	354	620	563
行使時平均株価(円)	—	—	595	666	594	629	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	262	153	82	107	80	75	170	138

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
名称	2014年度ストックオプション新株予約権
株価変動性 (注) 1	33.421%
予想残存期間 (注) 2	6年
予想配当 (注) 3	12円/株
無リスク利率 (注) 4	0.223%

- (注) 1. 平成20年9月18日～平成26年9月18日の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして推定して見積もっております。
3. 平成26年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上ののれん	1,983百万円	2,090百万円
退職給付に係る負債	1,622百万円	1,708百万円
減損損失	987百万円	892百万円
賞与引当金	537百万円	518百万円
繰越欠損金	262百万円	490百万円
貸倒引当金	177百万円	144百万円
役員退職慰労引当金・未払年金等	169百万円	135百万円
未払事業税	127百万円	132百万円
投資有価証券評価損	100百万円	97百万円
その他	676百万円	517百万円
繰延税金資産小計	6,643百万円	6,729百万円
評価性引当額	△1,639百万円	△1,786百万円
繰延税金資産合計	5,004百万円	4,942百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△18,183百万円	△20,608百万円
圧縮記帳積立金	△5,323百万円	△5,011百万円
その他	△313百万円	△406百万円
繰延税金負債合計	△23,820百万円	△26,025百万円
繰延税金負債の純額	△18,815百万円	△21,082百万円

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	922百万円	773百万円
固定資産－繰延税金資産	2,458百万円	2,353百万円
流動負債－その他	△4百万円	△6百万円
固定負債－繰延税金負債	△22,191百万円	△24,203百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	35.6%
評価性引当額の増減	—	3.8%
損金不算入ののれん償却額	—	1.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.8%
持分法による投資利益	—	△0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△2.2%
在外連結子会社の税率差異	—	△2.5%
税率変更の影響	—	△2.9%
その他	—	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	33.4%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が240百万円、繰延税金負債が2,632百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が26百万円、法人税等調整額が314百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,103百万円、為替換算調整勘定が1百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、建築材料に石綿を使用した建物を所有し、当該建物の解体時において、法令の定める方法により石綿を適切に除去する債務を有しておりますが、当該建物のうち一部の物件を除いては、今後、適切な維持管理を行いながら、使用を継続する予定であります。また、当社グループは、不動産賃貸契約に基づく契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ、移転等の予定もありません。従って、いずれについても債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、物流施設等(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は6,186百万円(営業利益に計上)、固定資産除却損562百万円(特別損失に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は5,265百万円(営業利益に計上)、受取補償金994百万円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	44,890	47,475
期中増減額	2,585	6,417
期末残高	47,475	53,892
期末時価	101,783	102,899

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(賃貸用オフィスビル建設工事、改修工事等)3,582百万円、賃貸等不動産への用途変更1,025百万円であり、主な減少額は減価償却費1,987百万円あります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(賃貸用オフィスビル改修工事、賃貸用共同住宅取得、賃貸用商業施設建設工事等)8,424百万円であり、主な減少額は減価償却費2,565百万円あります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内及び海外の子会社等と連携し、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業、陸上運送業ほかの「物流事業」を展開する一方、子会社のWestwood Shipping Lines, Inc.を中心として、北米西岸北部－東アジア間航路における船舶運航事業を主体とする「海運事業」を行っております。また、本社に専門の部署を設置し、保有不動産の有効活用を中心として、不動産賃貸業や不動産販売業等の「不動産事業」を推進しております。なお、「物流事業」の各業務は、いずれも総合物流業の一環として、相互に関連しており、経営管理上は不可分なものとして扱っております。

従って、当社は、営業体制を基盤としたサービス別のセグメントから構成されており、「物流事業」「海運事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	130,206	26,112	8,598	164,917	—	164,917
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	422	211	378	1,012	△1,012	—
計	130,628	26,323	8,977	165,929	△1,012	164,917
セグメント利益	8,405	560	4,647	13,612	△3,919	9,693
セグメント資産	128,104	18,920	39,268	186,293	102,734	289,028
その他の項目						
減価償却費	3,801	497	1,816	6,116	843	6,960
のれんの償却額	104	364	—	469	—	469
持分法適用会社への投資額	5,157	—	—	5,157	—	5,157
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,772	71	5,744	11,588	437	12,025

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△3,919百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,849百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額102,734百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産105,075百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額437百万円は、当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	135,139	30,976	8,622	174,738	—	174,738
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	446	136	370	953	△953	—
計	135,585	31,113	8,992	175,692	△953	174,738
セグメント利益	9,085	636	3,662	13,384	△4,016	9,368
セグメント資産	133,750	20,229	43,330	197,311	105,233	302,545
その他の項目						
減価償却費	3,818	498	2,444	6,761	572	7,334
のれんの償却額	104	417	—	521	—	521
持分法適用会社への投資額	5,709	—	—	5,709	—	5,709
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	6,481	102	6,685	13,269	405	13,674

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△4,016百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,980百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額105,233百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産107,356百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額405百万円は、当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
123,022	26,473	15,421	164,917

(注) 営業収益は、営業収益を計上した国を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
112,526	9,528	5,289	127,344

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
124,603	32,020	18,114	174,738

(注) 営業収益は、営業収益を計上した国を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
119,482	9,230	5,260	133,973

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
 前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
減損損失	423	—	—	423	—	423

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
 前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
当期償却額	104	364	—	469	—	469
当期末残高	275	3,558	—	3,833	—	3,833

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
当期償却額	104	417	—	521	—	521
当期末残高	170	3,652	—	3,823	—	3,823

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
 前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
 該当事項はありません。

【関連当事者情報】
 前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	823.82円	918.40円
1株当たり当期純利益	34.88円	39.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	34.86円	39.93円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	6,224	7,133
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,224	7,133
普通株式の期中平均株式数(株)	178,483,098	178,601,625
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	109,374	55,589
(うち新株予約権(株))	(109,374)	(55,589)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2006年度、2007年度及び2013年度ストックオプション新株予約権(新株予約権の数375個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	2006年度、2007年度及び2013年度ストックオプション新株予約権(新株予約権の数375個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	154,036	171,503
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6,970	7,381
(うち新株予約権(百万円))	(99)	(101)
(うち少数株主持分(百万円))	(6,871)	(7,280)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	147,065	164,121
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	178,516,579	178,703,649

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱住友倉庫	第1回無担保普通社債	平成26年 3月14日	7,000	7,000	0.279	なし	平成31年 3月14日
	第2回無担保普通社債	平成26年 3月14日	5,000	5,000	0.478	なし	平成33年 3月12日
遠州トラック㈱	第2回無担保普通社債	平成23年 1月11日	400 (100)	300 (100)	0.86	なし	平成29年 12月25日

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
100	100	100	7,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,466	8,119	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,097	8,447	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	107	136	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	56,290	43,919	0.7	平成28年3月～ 平成36年10月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	333	483	—	平成28年1月～ 平成35年10月
その他有利子負債	161	141	0.98	平成34年1月
合計	67,455	61,248	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）及びその他有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,776	9,491	10,558	7,741
リース債務	115	79	68	66
その他有利子負債	20	18	20	22

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	40,937	83,013	128,002	174,738
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,987	6,161	9,221	11,028
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,937	3,845	5,848	7,133
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	10.85	21.54	32.75	39.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.85	10.68	11.21	7.19

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,143	13,419
受取手形	269	320
営業未収入金	※2 9,251	※2 9,554
前払費用	※2 298	※2 459
繰延税金資産	727	602
立替金	※2 1,419	※2 1,697
短期貸付金	※2 484	※2 1,020
その他	※2 304	※2 193
貸倒引当金	△421	△404
流動資産合計	31,477	26,863
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,529	54,513
構築物	751	699
機械及び装置	1,908	1,798
車両運搬具	171	101
工具、器具及び備品	647	652
土地	38,497	39,708
リース資産	203	193
建設仮勘定	3,451	7,100
有形固定資産合計	98,160	104,767
無形固定資産		
借地権	4,711	4,711
ソフトウェア	1,121	1,012
その他	117	122
無形固定資産合計	5,950	5,846
投資その他の資産		
投資有価証券	79,250	88,625
関係会社株式	19,159	19,063
長期貸付金	※2 1,926	※2 1,590
差入保証金	3,693	3,774
その他	※2 637	※2 491
貸倒引当金	△938	△956
投資その他の資産合計	103,729	112,590
固定資産合計	207,839	223,203
資産合計	239,317	250,067

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	※2 4,911	※2 4,767
短期借入金	※2 11,565	※2 12,614
1年内返済予定の長期借入金	—	6,500
リース債務	21	21
未払金	1,740	591
未払事業所税	88	90
未払法人税等	993	1,081
未払費用	521	120
前受金	※2 813	※2 1,014
預り金	※2 1,491	※2 1,790
賞与引当金	960	988
その他	541	369
流動負債合計	23,649	29,951
固定負債		
社債	12,000	12,000
長期借入金	42,500	31,000
リース債務	188	166
繰延税金負債	21,908	23,860
退職給付引当金	731	1,406
関係会社事業損失引当金	977	1,465
長期預り金	※2 7,472	※2 7,475
その他	499	457
固定負債合計	86,277	77,831
負債合計	109,926	107,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金		
資本準備金	18,655	18,655
その他資本剰余金	510	496
資本剰余金合計	19,166	19,152
利益剰余金		
利益準備金	2,320	2,320
その他利益剰余金		
特別償却準備金	57	43
圧縮記帳積立金	9,501	10,363
別途積立金	43,375	49,375
繰越利益剰余金	9,676	5,583
利益剰余金合計	64,931	67,687
自己株式	△9,050	△8,953
株主資本合計	96,869	99,708
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,421	42,474
評価・換算差額等合計	32,421	42,474
新株予約権	99	101
純資産合計	129,390	142,284
負債純資産合計	239,317	250,067

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
倉庫収入	15,106	15,548
港湾運送収入	27,701	28,816
国際輸送収入	16,735	18,240
陸上運送収入	8,783	8,693
物流施設賃貸収入	4,176	4,224
不動産賃貸収入	7,872	7,854
その他	1,382	1,331
営業収益合計	※ 81,757	※ 84,710
営業原価		
作業諸費	52,203	54,515
人件費	5,755	5,778
賃借料	3,767	3,759
租税公課	1,627	1,584
減価償却費	4,246	4,757
その他	3,578	3,965
営業原価合計	※ 71,179	※ 74,360
営業総利益	10,578	10,349
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	1,731	1,745
賞与引当金繰入額	207	221
退職給付費用	76	79
賃借料	74	250
租税公課	190	256
減価償却費	732	458
事務応援費	277	256
その他	871	977
販売費及び一般管理費合計	※ 4,162	※ 4,245
営業利益	6,416	6,103
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,501	2,448
その他	177	125
営業外収益合計	※ 2,678	※ 2,574
営業外費用		
支払利息	435	408
その他	140	445
営業外費用合計	※ 576	※ 853
経常利益	8,518	7,824

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	34
受取補償金	—	994
関係会社清算益	37	—
特別利益合計	37	1,029
特別損失		
固定資産除却損	631	211
関係会社株式評価損	48	125
関係会社事業損失引当金繰入額	—	420
事務所移転費用	91	—
特別損失合計	771	756
税引前当期純利益	7,783	8,096
法人税、住民税及び事業税	2,266	2,235
法人税等調整額	298	138
法人税等合計	2,565	2,373
当期純利益	5,218	5,722

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金
当期首残高	21,822	18,655	512	2,320	71	9,618
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映し た当期首残高	21,822	18,655	512	2,320	71	9,618
当期変動額						
特別償却準備金の積立					2	
特別償却準備金の取崩					△16	
圧縮記帳積立金の積立						4
圧縮記帳積立金の取崩						△122
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△2	—	△13	△117
当期末残高	21,822	18,655	510	2,320	57	9,501

	株主資本				評価・換算差 額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金				その他有価証 券評価差額金		
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	43,375	6,289	△9,100	93,567	27,338	88	120,994
会計方針の変更による 累積的影響額				—			—
会計方針の変更を反映し た当期首残高	43,375	6,289	△9,100	93,567	27,338	88	120,994
当期変動額							
特別償却準備金の積立		△2					
特別償却準備金の取崩		16					
圧縮記帳積立金の積立		△4					
圧縮記帳積立金の取崩		122					
剰余金の配当		△1,962		△1,962			△1,962
当期純利益		5,218		5,218			5,218
自己株式の取得			△6	△6			△6
自己株式の処分			56	54			54
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					5,082	11	5,093
当期変動額合計	—	3,386	49	3,302	5,082	11	8,396
当期末残高	43,375	9,676	△9,050	96,869	32,421	99	129,390

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金
当期首残高	21,822	18,655	510	2,320	57	9,501
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映し た当期首残高	21,822	18,655	510	2,320	57	9,501
当期変動額						
特別償却準備金の積立					1	
特別償却準備金の取崩					△16	
圧縮記帳積立金の積立						983
圧縮記帳積立金の取崩						△120
別途積立金の積立						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△13			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△13	－	△14	862
当期末残高	21,822	18,655	496	2,320	43	10,363

	株主資本				評価・換算差 額等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金						
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	43,375	9,676	△9,050	96,869	32,421	99	129,390
会計方針の変更による 累積的影響額		△735		△735			△735
会計方針の変更を反映し た当期首残高	43,375	8,941	△9,050	96,134	32,421	99	128,655
当期変動額							
特別償却準備金の積立		△1					
特別償却準備金の取崩		16					
圧縮記帳積立金の積立		△983					
圧縮記帳積立金の取崩		120					
別途積立金の積立	6,000	△6,000					
剰余金の配当		△2,231		△2,231			△2,231
当期純利益		5,722		5,722			5,722
自己株式の取得			△3	△3			△3
自己株式の処分			100	86			86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					10,053	2	10,055
当期変動額合計	6,000	△3,357	96	3,573	10,053	2	13,629
当期末残高	49,375	5,583	△8,953	99,708	42,474	101	142,284

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、その会社の財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当事業年度から、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を適用しております。これらの適用に伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。さらに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

この変更に伴う影響額は、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,142百万円増加し、繰越利益剰余金が735百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は4.12円減少しており、1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益額に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1. 保証債務等

(1) 債務保証

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債務保証	10,446百万円	9,637百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	99百万円	62百万円

※2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	1,375百万円	2,009百万円
長期金銭債権	1,629百万円	1,244百万円
短期金銭債務	6,949百万円	7,969百万円
長期金銭債務	7百万円	7百万円

(損益計算書関係)

※ 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	5,234百万円	5,381百万円
営業費用	14,121百万円	14,392百万円
営業取引以外の取引による取引高	230百万円	247百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成26年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,622	3,771	149

当事業年度 (平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,622	3,780	158

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	13,010	12,885
関連会社株式	2,527	2,556

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,197百万円	1,298百万円
減損損失	988百万円	897百万円
関係会社株式評価損	844百万円	807百万円
関係会社事業損失引当金	348百万円	473百万円
貸倒引当金	470百万円	434百万円
賞与引当金	342百万円	327百万円
未払事業税	89百万円	102百万円
役員未払年金等	115百万円	94百万円
その他	613百万円	517百万円
繰延税金資産小計	5,010百万円	4,951百万円
評価性引当額	△2,812百万円	△2,814百万円
繰延税金資産合計	2,198百万円	2,137百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△17,946百万円	△20,292百万円
圧縮記帳積立金	△5,261百万円	△4,955百万円
その他	△172百万円	△148百万円
繰延税金負債合計	△23,380百万円	△25,396百万円
繰延税金負債の純額	△21,181百万円	△23,258百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
評価性引当額の増加	0.8%	3.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	0.8%
住民税均等割額	0.5%	0.4%
税率変更の影響	0.8%	△4.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.9%	△6.5%
その他	△0.4%	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	29.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が195百万円、繰延税金負債が2,589百万円、法人税等調整額が323百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,070百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	52,529	6,038	70	3,983	54,513	100,498
	構築物	751	57	0	109	699	4,027
	機械及び装置	1,908	286	2	394	1,798	10,953
	車両運搬具	171	-	0	70	101	1,942
	工具、器具及び備品	647	255	2	247	652	3,478
	土地	38,497	1,214	3	-	39,708	-
	リース資産	203	-	-	10	193	29
	建設仮勘定	3,451	5,440	1,791	-	7,100	-
	計	98,160	13,292	1,870	4,815	104,767	120,929
無形 固定資産	借地権	4,711	-	-	-	4,711	-
	ソフトウェア	1,121	282	-	391	1,012	1,148
	その他	117	138	124	9	122	72
	計	5,950	420	124	400	5,846	1,221

(注) 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	賃貸用オフィスビル改修工事	4,748百万円
建設仮勘定	倉庫建物建設工事	4,290百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,359	98	(注) 98	1,360
賞与引当金	960	988	960	988
関係会社事業損失引当金	977	488	-	1,465

(注) 洗替による取崩額98百万円を含んでおります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。http://www.sumitomo-soko.co.jp/
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 平成26年6月25日 |
| 事業年度（第137期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成26年6月25日 |
| | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | |
| （第138期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） | 平成26年8月8日 |
| （第138期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） | 平成26年11月11日 |
| （第138期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日） | 平成27年2月9日 |
| | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (4) 臨時報告書 | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会
における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年6月27日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

株式会社 住友倉庫

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 正孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内 計尚 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社住友倉庫の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社住友倉庫が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

株式会社住友倉庫
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 正孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内 計尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。